

議 事 日 程 (第 2 号)

平成26年3月5日(水曜日) 午前10時 開議(補正予算審査特別委員会)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

- 議第 9号 平成25年度遊佐町一般会計補正予算(第5号)
- 議第10号 平成25年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議第11号 平成25年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第2号)
- 議第12号 平成25年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第13号 平成25年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議第14号 平成25年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議第15号 平成25年度遊佐町水道事業会計補正予算(第3号)

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 12名

出席委員 11名

1番	筒井義昭君	2番	高橋久一君
3番	高橋透君	4番	土門勝子君
5番	赤塚英一君	6番	阿部満吉君
7番	佐藤智則君	9番	土門治明君
10番	斎藤弥志夫君	11番	堀満弥君
13番	伊藤マツ子君		

欠席委員 1名

12番 那須良太君

☆

説明のため出席した者職氏名

町	長	時	田	博	機	君	副	町	長	本	宮	茂	樹	君					
総務課	長	菅	原		聡	君	企	画	課	長	池	田	与	四	也	君			
産業課	長	佐	藤	源	市	君	地	域	生	活	課	長	川	俣	雄	二	君		
健康福祉課	長	本	間	康	弘	君	町	民	課	長	渡	会	隆	志	君				
教育委員	長	渡	邊	宗	谷	君	教	育	長	那	須	栄	一	君					
教育委員	長	東	海	林	和	夫	君	農	業	委	員	会	会	長	高	橋	正	樹	君
教育委員	長	佐	藤	正	喜	君	代	表	監	査	委	員	金	野	周	悦	君		

☆

出席した事務局職員

局長 小林 栄一 次長 佐藤 光弥 書記 佐藤 利信

☆

補正予算審査特別委員会

委員長（高橋 透君） おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前10時）

委員長（高橋 透君） 3月4日の本会議において補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分ふなれでありますので、よろしくご協力お願いいたします。

本日の委員の出席状況は、12番、那須良太委員が入院のため欠席、その他全員出席しております。

なお、説明員としては、会計管理者が諸般の事情で欠席、その他全員出席しておりますので、ご報告いたします。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第9号 平成25年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）、議第10号 平成25年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第11号 平成25年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第2号）、議第12号 平成25年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第13号 平成25年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第14号 平成25年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第15号 平成25年度遊佐町水道事業会計補正予算（第3号）、以上7件であります。

お諮りいたします。7議案を一括して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（高橋 透君） ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しましては、簡明にお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力お願いします。

補正予算の審査に入ります。

13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） おはようございます。私のほうから少しお聞きをいたしますので、ご協力よろしくをお願いします。

まず、今回の補正予算は内容的には2億500万円の追加にあわせて、それが財調に積立金1億円、庁舎等に1億円の積み立てというふうにしてされておりまして、この辺のいわゆる庁舎建設に向けての1億円の積み立てがありますが、これは一体どれぐらいの期間を積み立てをされていくのか。もう既にこの庁舎が50年以上もたっているというふうにして、たしかそうだったと思いますが、お聞きをしておりますけれども、その辺の今後の状況についてお尋ねいたします。

委員長（高橋 透君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） お答えをいたします。

庁舎建設等の建設基金につきましては、12月議会におきまして設置条例を承認をいただきましてスタートしたところでございます。昭和36年ですか、この庁舎が建設をされたということで50年近くたっている庁舎、一部途中改造、改築等々がございましたけれども、本体部分については50年以上経過をするという建物でありますので、いつかの段階では当然建築を考えなければならないという事情がありましたので、基金を積み立ててその準備に充てていきたいと、こういう考え方で基金設置をしたところでございます。そして、当面予定をされております平成28年度段階におきましては、消防遊佐分署の建設が計画をされてございます。その工事費が、おおよそまだ設計はしていないわけでございますけれども、2億円を超えるというような予定で計画をされる、これから設計入りますけれども、27年度設計ということにはなりますが、そういう経費が必要になってくるという状況を見据えまして基金設置をしたところであります。庁舎建設につきましては、何分事業費としては当然それよりも多くなるのが想定をされますけれども、いつの段階でどの場所にあるいはこの場所ということになりますか、場所の問題も含めてまだまだこれからの計画ということでございます。とりあえずはまず、当面する消防遊佐分署の建設関係につきましても準備も含めて考えているところでございます。これからの計画ということでございます。

委員長（高橋 透君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） はい、わかりました。東日本大震災がありましたので、その影響を受けていずれこちらのほうにも大きな災害が来ることへの懸念材料があるわけでありまして、庁舎が潰れるということは、これはもう災害対策本部の大きな中心点になる場所でもありますので、それから前にちょっと議場でお話ししたことがあるかなと思いますが、職員やあるいはその他いわゆる町に対して、役所に用事があって来る住民の方々のいわゆる安全を期すためには、やはり大変なお金がかかるだろうなとは思っておりますが、建設に向けて少しずつ進めていただければ大変ありがたいなというふうにして思いましたので、ちょっとお尋ねをいたしましたので、今後とも庁舎等のいわゆる消防署の関係も分署の関係もお話がありましたけれども、これからも少しずつ積み立てをしていかざるを得ないのかなというふうにして認識をしてお

りますので、よろしくお願いいたします。

この項は終わりました、19ページに児童福祉の関係でお尋ねいたしますが、13節の委託料で556万5,000円のシステム導入委託料がありますけれども、これはどういうものなのかお尋ねいたします。

委員長（高橋 透君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答えいたします。

システム導入委託料ということで556万5,000円の補正でございます。これにつきましては、27年度から始まります子ども・子育て計画の支援システムとして構築する予定のものでございます。これまで現在保育園管理等を行っているわけでございますけれども、この新システムにおいて、なおきめ細やかな管理を行いながら、各施設への情報提供をするというようなシステムでございまして、また国と県との事務的な情報の提供にも使用するというものでございます。補助的には10分の10、国からの全部の助成でございます。

以上でございます。

委員長（高橋 透君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 国からの全額国の負担があるというふうなことでは安心をいたしましたけれども、これはこういうシステムの変更によって多額のお金が毎回、毎回出てくるわけですが、この金額はかなり大きな金額ですよ、550万円というのは。今まで例えば児童手当が子どもの手当になって、それからまた子ども手当になってと、何度か名称変更、中身は余り変わらない、少し変わった分もありますけれども、いわゆる住民負担の分はそのままにしておいて、名称変更が中心でやられたときにでも百二、三十万円かかったと。そういうふうな金額については、国が10分の10を負担すると。いわゆる制度改正に当たっては、必要なシステム改修について10分の10を国が負担するというふうになっておりますようにございますけれども、556万5,000円というふうな多額の金額になっておりますので、これは一体なぜこんな多額の金額になっているのか、ちょっとその辺お尋ねしたいのですが。これは、私はあれには異議がある立場でありますけれども、27年度に向けての準備段階のシステム改修だというふうにしては受けとめられますが、なぜこんなに多額なのか、その辺ちょっとお尋ねいたします。

委員長（高橋 透君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） この金額が、確かに500万円という金額高いということではございますけれども、制度改正におきまして通常国からこういうシステム改修におきましては300万円、400万円というのは、通常の数額かなというふうに思っております。なお、内訳としましては、システムのパッケージ費用が350万円という金額が整っております。それから、現行システム調査費68万円。それから、設定とパッケージテストの分で88万円。運用支援費24万円。あと、消費税額で26万5,000円という金額で、こちらのほうに示されたものを補正としてお願いしているところでございます。

委員長（高橋 透君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） いろいろ今お話を申されましたけれども、具体的なところが私がお聞きをした時点ではよくわからないというふうな感じがいたしましたけれども、これは今後のいわゆる27年度から始まっていく子ども・子育て支援システムでしたっけか、そちらの方向のものであるというふうなことであるので、今後具体的なことを随時お聞きをしていく場合があるかと思っておりますので、まずよろしくお

願いをしたいと思います。

それから、医療給付費の中で同じ19ページですけども、ひとり親家庭等医療費補助金100万円ほど増額になっておりますが、これについてこの内容について、昔は母親が中心でありましたけれども、今は男性でも収入が減額になっているというふうな状況など、あるいは場合によっては男性のほうが育児と長時間労働でひとり親家庭での子育て支援が大変だというふうな話は、私はこれまでも聞いてきております、住民からお聞きをしたことがあります、これが両方に該当するということは大変結構なことだというふうにして思っておりますけれども、男性がひとり親家庭で子育てをしている場合の、いわゆる家庭等医療費補助金ですか、これについてはかなりの幅広く、いわゆる父子家庭の方々に幅広くこのような制度があるのだよというふうなことが認識をされているのかどうかお尋ねしたいのと同時に、それからお母さん方はいろいろと情報を持っているのではないかというふうにして思うのですけれども、男女の比の割合がどれぐらいになっているのか。済みません、もしかしたら行政報告に出ていたかもしれませんけれども、体調上、そこまでちょっと私も調べておりませんので、その辺のお尋ねをしたいと思います。

委員長（高橋 透君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答え申し上げます。

一応ひとり親家庭等医療補助金ということで100万円の増額をお願いしているわけでございます。原因的には、世帯の増が要因でございます。当初91世帯だったのですけれども、今106世帯、それから230人のところが240人というふうに変化しております。一応所得税非課税ということで、18歳以下の児童を扶養しているということの方への補助金ということでございます。ご質問にありました個々の男女別の数字については、ちょっと今手元ございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

委員長（高橋 透君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 児童福祉のほうでもひとり親家庭等の家賃補助も、これも町長のいわゆる施策の中で作り上げていただいたというふうなことでは、大変ありがたいなというふうにして思うのでありますけれども、ぜひその辺のいわゆる関係者の住民への周知徹底を今後ともよろしく願いたいというふうにして思います。

それから、児童福祉施設費の嘱託保育士報酬が、これは減額で369万6,000円となっておりますが、その下の賃金で193万4,000円の保育士等の雇い上げ賃金となっておりますが、これは嘱託保育士の報酬のほうがたしか報酬としては高いというふうにして認識をしております。それで、保育士等の雇い上げ賃金というのは、ここにはいわゆるきちとした保育士資格を持っている人も入っているのかなというふうにして承っておりますけれども、嘱託保育士と賃金としての保育士、いわゆる資格を持っている保育士との違いについて、嘱託か嘱託でないかの違いだと言えればそれまでではあるかなとは思いますが、その辺の、あなたは嘱託保育士ですと、あなたは普通の保育士ですと、そこには賃金の格差がありますよというふうな、いわゆるその辺の違い、差といいますか、その辺をどういう視点でこのような形になっているのかお尋ねいたします。

委員長（高橋 透君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答え申し上げます。

今回の嘱託保育士報酬の減額につきましては、当初必要だという人数の募集を行いましたけれども、そ

の募集の人数に満たないという、応募がなかったということが一つの要因でございます。いわゆる人数に満たなかった部分について臨時の雇い上げということで、臨時の方をお願いしてこれまで来ておりました。現在嘱託職員につきましては3園で16人、それから臨時でお願いしている方が8人でございます。ただ、その中に資格を持っている方は8名のうち2名が資格ありの方でございます。お尋ねの賃金の金額でございますけれども、保育士資格ある方については6,880円。通常の臨時の保育助手という形の方に6,400円という金額をお願いをしているわけでございます。金額の違いについては、ある程度資格もあるという部分も加味しているところでございます。

以上でございます。

委員長（高橋 透君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 今嘱託保育士さんは16人というふうにしてお話をされたようですが、それは16人の人数がいても募集人数には満たなかったと。そして、一方で保育士さんを保育士資格のある人が臨時雇いされているのが2名だと。これは、いわゆる自己都合であるのか、それとも嘱託保育士には自分はいわゆる自己都合で、自分は嘱託保育士になるつもりはないのだというふうな考え方のもとでそのようになっているのかもしれないのかなというふうにしても考えられるのですけれども、仮にそうだとすれば、嘱託保育士になるつもりはないというのは、これはどういう状況ですか。忙し過ぎるだとか時間的な都合だとか、その辺の理由が主な原因となっているのかどうなのか、ちょっとその辺をお尋ねいたします。

委員長（高橋 透君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） 嘱託保育士2名ほど申し込みの数から少なかったということのようでございまして、その2名の分、今回資格ありの方が2名、臨時として来ていただいているということでございます。その方についての嘱託を希望する、しないにつきましては、個人、その他家庭の都合もいろいろあるかと思えます。現在子育てとかでなかなかそれにすぐ嘱託ではなくて、パートという臨時の部分も選ばれている方もあるというふうに思っております。ですから、その時期がある程度落ちつけば、資格ある方についても嘱託のほうにお願いするというようなこともこれからもあるかと思っております。

以上でございます。

委員長（高橋 透君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） ちょっとしつこいようですがけれども、嘱託保育士といわゆる職員としての採用された保育士さんとの一定の労働時間というのは、法制度の中で決定をされていますけれども、なかなか実態はそうならない部分もあろうかなというふうなことも考えられます。それで、いわゆる保育士の職員と嘱託保育士の労働体制の違いというのは相当あるのかどうなのか、それとも嘱託保育士と職員との差というのはほとんどない状況の中で仕事をされているのか。そのことが主な原因として、私は自己都合のために臨時でよろしいですよと、資格があっても臨時でよろしいですよというふうにしてなっているのか、その辺を伺いたいと思います。

委員長（高橋 透君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） 一応待遇ということになるかとは思いますが、いわゆる嘱託保育士での待遇面、金額的な面には、近隣の酒田市等々と同じような状況に今なっているところでございます。また、勤務体系についても年間ということをお願いできるものでございます。パートにつきましては、時

間短いという形で、こちらの都合が一番多く採用はするかと思いますけれども、ご自分の都合の中での時間をお願いしたいというようなところでございます。

委員長（高橋 透君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 私耳もちょっと悪いのですけれども、もしかしたら聞き漏らしたかなというふうにして思うこともあります。私がお聞きしたのは嘱託保育士といわゆる正職員の保育士との労働体制の違いがあるのかどうなのかということをお聞きをしたかったのです。それは、ほとんどいわゆる時間的なものについては、あるいはさまざまな計画だとかいろいろ作成しなければいけないですよ、1年間の計画だとか。どうやってこの1年間子供を育てていくのかというふうなことが保育現場でのものがあるわけですよ。そういうものに嘱託保育士もかかわっていかざるを得ないのかなと、現状の中では。もちろん嘱託保育士の方も多分クラスといいますが、そういう部分持っている部分は相当あるのだと思うのですが、その辺の労働体制の違いがどのようになっているのかなというふうなことでお聞きをしたかった。そのことが一つのもう嘱託保育士になると、とっても大変だと。だから、嘱託保育士には自分になるつもりはないと、今は自分も子育て中の真っ最中だからというふうな思いも当然あるかと思いますけれども、その辺の違いをちょっとお尋ねしたかったのですけれども、もう一度答弁いただけますか。

委員長（高橋 透君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答えを申し上げます。

一応嘱託職員というふうなところでございますけれども、資格を十分生かしていただきながら、正職員との相談をしながら一緒にという形をお願いしているところでございます。なお、臨時につきましては、いわゆる職員あるいは嘱託職員の助手というような形をお願いしているところでございます。

委員長（高橋 透君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） もう少し、いまいちちょっとわからない部分もありましたけれども、次に移りたいと思います。私が質問する部分は福祉が圧倒的に多いのですが、20ページに看護師等の奨励金の貸し付けも180万円減なのですけれども、その次の次に風疹ワクチンの接種費の助成金がほとんど丸々と言っていいほどの減額になっておりますが、減額の要因をどのように考えているのかお尋ねいたします。

委員長（高橋 透君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答えを申し上げます。

風疹ワクチンの接種費用助成金につきましては、昨年6月ごろからですが、全国的に風疹大流行というようなことでありまして、町としていち早くワクチン接種について助成をしようということで6月にお願いしたところでございました。そういった中でかなり広報等にも呼びかけというのですが、案内をPR等をやったわけですけれども、実際にはそれほどの接種方、抗体検査まで来る方、なかなかいなかったというようなことでございます。当初この時点で3,800人ほど接種未接種対象者は絞り込みができたところでございますけれども、緊急なこともありまして、予算的には900人ほどの予算をお願いしたところでございます。2月24日現在でございますけれども、申請者で79人の方が抗体検査及びワクチン等に申請をしてきているところでございます。したがって、今回その分800人ほどの分の減額ということをお願いしているところでございます。

なお、風疹につきましては後発で酒田市なり県なりがそれぞれ抗体検査のみの助成金だとか、いろいろ

と助成金を打ち出してきたところでございますけれども、流行がちょっと過ぎたところで、接種の対象の人数がほとんど伸びないというようなところがございます。ただ、この中で抗体検査なり接種に来た方の細かい数字はありませんけれども、多くは妊婦さんの家族あるいはこれから妊娠をしようという旦那さんとその方とか、そういうやっぱり子供を産み育てていこうという、そういうところにかかわっている方の接種がかなり多くなっておりました。

以上でございます。

委員長（高橋 透君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 風疹ワクチンについては去年、おとしもありましたっけ、年々いわゆる被害が何か増加しているような感じがしますし、風疹が拡大されているのかなというふうにして感じておりますので、多分新年度もそういったことが起きるのではないかなというふうにして私は危惧をしておりますので、できれば前回もちょっと申し上げたことがあると思いますが、やはりほとんど若い男性が主ですよ、女性もですけども。いわゆる風疹を1回しか受けていなかったとかあるいは全然受けていなかったという年代が8歳までは2回接種を受けていると。それ以降の8歳から18歳までもこれ2回受けている、たしか。何かいわゆる若い世代ですよ。若い世代が受けていない部分があるというふうにして伺っておりますが、若い世代は子供を産み育てる世代でもありますね。風疹にかかった場合には、子供に受ける影響が大きいというふうにして言われてきましたので、私は若い人たちが働く世代ですので、そういう人たちがなかなか時間をとって仕事を休んでワクチンを受けるというのは大変なのかなと。いわゆる給料が激減している非正規労働者が多くなっていると。そういうご時世にそんなもので休むのかというふうなことも言われかねないような、いわゆる社会情勢があるのだらうなというふうにして思っておりますので、できれば一定の場所で時間外、いわゆる5時を過ぎてから、5時から7時ごろまでというふうな形でもって、今は保健所管轄は酒田市では基本的にはないのですけれども、でも一応保健所としての機能は多少は果たしている部分もあろうかと思えますし、検診センターもあるわけです。それから、場合によっては町内の医療機関とかどこかでもそういう時間外にそういう接種ができる支援を私はしていただきたい。そして、できるだけ風疹にかからないような状況をつくっていただく、このことがもしかしたら風疹ワクチン接種につながっていくのではないかなと私は思っているのですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

委員長（高橋 透君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答えを申し上げます。

接種の時間帯等、それから施設等のことにつきましては、いろいろとこれからの考え方が出てきようかと思っておりますので、これからの研究、検証ということで考えていきたいと思っております。

委員長（高橋 透君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 研究していきたいというふうなお話もありましたので、ぜひ研究していただきたいなと、できるだけ受けやすい条件整備は整えますというふうなことをやっぱり考えていただきたいなというふうにして思います。一人の子供が生まれて風疹にかかったせいで大きな障害を持ったというふうな、風疹ワクチンさえしていれば、こういう障害を持たないで生まれてきたはずなのというふうな、そういうもう子供の一生を、障害者に対しては大変失礼な言葉にもつながりかねませんけれども、障害者の

方には障害者の方なりの努力やいろんなことが、苦しみだとか家族も含めてですが、あろうかというふうに思いますし、制度上いろいろ厳しいものもありますし、高年齢になればなるほどなかなか大変な状況になっているという話も私は自宅に呼ばれて聞いておりますので、事前にそういうことをしていることによって障害を持たないで済むことができるのだならば、それにこしたことはないし、子供は子育てをするということは大変なことでありますので、その上障害があるというのは、本当に親の苦しみというのはあるいは子供さんの切実な思いだとかいろいろ出てくるかと思っておりますので、ぜひその辺を考慮していただきたい。そのために受けやすい対策をやったり本気で検討していただきたいなというふうにして私は思います。この項は、これで終わります。

それから、これは企業奨励金のことで少しお尋ねいたしますが、これは企画になりますか、産業課長ですか。ちらつきのうはちょっとお話ししましたけれども、所管ではありますけれども、大阪有機に大変な金額を今回も投入していくと。いわゆる社宅を建てることによって、何かきのうは二十何世帯分というふうな話がありましたが、それに対して1戸60万円の補助をして、上限を1,000万円とするというふうなお話は、これは全協でもお話をされましたので、それは聞いておりますが。それで、私はきのうお話を申し上げましたのは、これまで水路整備、そしてあれは国の土地の駐車場分に対してもたしか1,000万円近い金がかかっているというふうにして、間違っていたらごめんなさい。でも、高額な金をあそこにつぎ込んでいますよね。それは、駐車場はいわゆる国道の一部として認められると。ですので、国道並みの工事が必要なのだと。それで、駐車場ではあるけれども、整備をするには高額なお金が必要であると。それらを合算すると、たしか2,000万円以上かな、それぐらいの金額が投入された。そして、そのほかにトイレの設置については、最初は全部町が持つ。いわゆる道の駅的な存在もあるので、道の駅的存在といっても道の駅ではないですので、道の駅をするにはそれなりの条件が必要でありますので、あそこは道の駅としては距離的なものもありますので、認定はされることは無理であろうというふうにして思っていました。そうこうしているうちに私がいろいろな意見を申し上げた結果かなというふうなことも考えますが...

...

委員長（高橋 透君） 伊藤委員、何課に質疑。

13番（伊藤マツ子君） いや、最終的には町長にいきますので。そして整備をして、それで約3,000万円ですよ。それで、今回1,000万円の支援金であります、補助金であります。それで、企業奨励条例は約3,000万円ぐらいだというふうにして認識をしておりますが、それは状況がいろいろ制度上、何人以上を雇っているかとかいろいろありますけれども。そうすると、7,000万円ぐらいの投入がここで1事業者に対してされているのかなというふうにして思います。これで私はよろしいのかなというふうにして思います。町内企業に対しては、幾つか商工会などを通して整備事業といいますか、支援事業がされております。それは、承知をしておりますが、町内企業に対して昔から町で企業起こしをして頑張っている町内企業に対しては、ほとんど何もなしで固定資産税だとかあるいはいわゆる住民税だとかが入ってもうくるのだというふうなお話はされておりましたけれども、それはだからといって1事業者にこれだけの事業投入をしてよろしいのかなと私は思っておりますので、その辺の町長の考え方をお聞きをしたいと思っております。

委員長（高橋 透君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私は、今の伊藤委員の質問に対して、今議案にあるのは社宅のアパートの補助と

いう形の問題について答えさせていただきますけれども、基本的に私は企業活動を悪だという考えはありません。企業がこの町においでいただいて、そしてそれなりの活動をしていただく。そして、町の定住施策に資する、条件として合うと。我が町ではアパートをつくったときには、1世帯当たり120万円出しましょうよという形で、私はこれは自分がなってからしつらえてきた制度でありますけれども。やっぱり今町の人口がどのような状況であるかと。

それから、これまで町として定住施策として何かやってきたかということは、確かに住宅造成は青葉台とか境田とかやってきましたけれども、だけれどもつくっても売れないという状況ありました。後ほどこれ一般質問でも来ているわけですが。やっぱり企業が来ていただくためにはそれなりの、今日本国中が競争の時代であります。1年間の電気料、もう無料でいいですよ。1年間、2年間、水道料金、無料にしますよと。もう全国でそれがすごい競争をしている中であります。企業活動、従業員も雇っていただく、住んでいただく、そして建物つくっていただく。やっぱり企業活動がしっかり働き場がなければ、町は人口維持できないという状況が、平成になってからあつという間にもう2,000人以上、3,000人近く減るわけです。年間に300人も250人も減らしたままで、黙ってすれば250人、10年で2,500人。これが1人100万円を消費するとすれば、もう2億5,000万円から10年すれば25億円の消費を失うという形が地方の惨たんたる現状であります。

これらに歯どめをかけるには、一定の活性化のための施策として企業から頑張ってもらう、新規事業者がなかなか来ていただけない状況の中では、今いる企業に頑張ってもらう、その施策を準備するというのは行政としては、それは何もしない行政よりはずっと地域の活性化に資するものだと思っておりますし、また私は自分が就任して以来、商工会には何も補助金出していないのだという制度は大幅に変えてきました。商工業の活性化についてもやっぱり今いる企業さんがいろんな活動をやりたい、そんな申し出あったときには、商工会要望会という要望書を毎年、毎年いただくわけですが、それから職人さんたちの総合建設組合等の活動支援等についても要望をいただくわけですから、できる町政の財政の許す範囲でしっかりと支援をしたいという形を整えてきたつもりであります。今やつと移住交流とか定住について、これで本格的にスタートして2年目を終えようとしているという感じであります。これらもう少し足りない制度であれば整えて準備をするというのが今の地方の行政にとっては、それ責務だと私は思っています。

以上であります。

委員長（高橋 透君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 私は、企業は悪だとは思っていないのです。いわゆる企業が企業都合によって町内から移転していくあるいは海外に移転していくというふうなことが数々あります。場合によっては、職員減らしのためにそこを潰して、そして残った社員は遠いところへ、いわゆる派遣といいますか、出張といいますか、遠いところで働かざるを得ないと、そういう状況が数々あります。これは、家庭にとっては大変な問題につながっていくのです。場合によっては、家庭崩壊につながりかねないと。そういう社会情勢が果たしていいのかと。こういう政治をつくってきたのは、確かに国の責任もありますし、農政がこれだけ疲弊をして、またますます疲弊をされていくと。そういう情勢をつくってこられた責任が現在に至っているのだと思います。

私は、入院をして退院して町内を少しいろいろな状況がありましたので、回ってみましたので、疲弊し

ているなというふうなことを、衰退しているなということを見ても思いました。これは、大変なことだというふうにして本当に思いました。働く場所がない、農業が衰退している、これでは生きる場所をここで見つけるのは大変かなというふうにして思います。だから、町長はそういうことも考慮をした上で、こういったことをやらざるを得ないというふうな、その気持ちはわからなくはないのです、私も。ですけれども、1企業に対してこれだけの金額を投入していくことが私は問題であろうなというふうにして思います。残っている会社の皆さん、前からここでやっている会社の皆さんが何と言っていると思います。私たちには何も無いのだと、もうただただ衰退していただけたと、よそから来る企業はいいものだなと、そういう話が実際に聞こえております、私の耳には。ですから、町内企業の支援、先ほどいろいろ町長はおっしゃっていましたが、それはそれでよりよい効果を出すような工夫もしていただきたいし、企業誘致もこのご時世ではなかなか大変だろうとは思いますが、企業誘致にも頑張ってください、働く場所を確保していただきたいと、これは私も切実に思っております。でも、こういう金額を出すということは、私から見れば低所得で、それこそ介護保険料、年金四十数万円で介護保険1年間1万円前後、1万円前後がちょっと間違っていたらごめんなさい、私の頭に今申告の相談も受けておりますので、そういう書類を見ますと、そうすると後期高齢者医療で1万数千円で3万円ぐらいのものが出ていくと、これはどうやって生活をするのだと。一方で家族の中に病人がいて、それこそ75歳以上についての病院の入院給食については、1食400円を超えているというふうな現状があります。これを30日で計算すると、4万円を超えるのです。とにかく4万数千円の金額で支払いをして、1食ですから1日約1,000円以上かかりますよね。そういう状況があって必死になって生きているのです。そういう中でこういう1企業にこれだけのお金を投入するものについては、私はいかなるものかというふうにして思っておりますので、これから社宅を持っていわゆる企業参入してくる会社というのはほとんどないと思うのです。そうすると、この1企業でこういったことは終わる可能性があるだろうなというふうにして思います。

私は、きのうもお話を申し上げましたが、常任委員会であの企業に対して視察訪問をしたことがあります。それで、最後に私は質問しました。この企業さんは、海外移転をすることがあり得るのですかと問うたら、それはあり得るというふうにして答えたのです。そういうできるだけここにどまって頑張りたいと、町がこれだけ支援をしてくれているので、私たちは最後の最後までここで頑張りたいのだと、そういう声が残念ながらなかったのです。もう開口一番にそれは考えていますと、場合によっては海外移転も考えていますという話があったものですから、それで私は事務局に、では10年いるのか、15年いるのか、そういうこともきちんと説明させながら、例えば15年はいますよと、いわゆる町が支援した分ぐらいは税金等で取り戻すぐらいの年数ぐらいはいますよというふうな言葉が出てくるのであるならまだしも、いや、海外参入はありますと簡単に言いましたので、これはあり得るだろうなというふうにして認識をしています。そのときにせっかくこれだけ投入したのに、一体何だったのだというふうにならないような対策をぜひ練りながら、私はこれには反対ですけれども、練りながらこういうことに対してのものは余り無理をしないような対応の仕方でもやっていただきたいということをお話を意見を申し上げまして、私の質問は終了します。

委員長（高橋 透君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私は、国が悪いから、県が悪いからという発想では、この町の将来については非

常によそを悪く言えば済むのだという形はとりたくありません。やっぱり私は、この町をどうするか、そしてどうやって自立させていくかの今責任を負っているわけですから、できる限りのことをやっぱりしなければならぬということを考えているわけであります。我が町では、本当に町で300人以上の雇用、そして下請等、大きな力をいただいたTDKさんから撤退されてしまったという大きなハンディを今背負っていると思っております。あの空き地を見たときに、ここで何百人の人が働いて、そしてこの地域の経済を支えていただいていたのだということがついこの間まででしたけれども、あの更地になってしまったときに、いや、やっぱり企業優遇策等、なかなかそういえば出してこなかったなという反省も私は、水道料金等の値段も含めて感じたところであります。1つの企業が地域貢献型という形で産直つくっていただきました。それについてやっぱり地元の皆さんから、農家の皆さんから参入をいただいて、あそこで利益を分けていただいているということも事実でありますし、今4次プラントの拡張の事業に、次に社宅をつくるということから見れば、大阪の本社工場はもう閉鎖の方向だそうでありまして、メインが金沢工場と酒田工場を中心にするというお話もいただいております。酒田工場は、まだまだ拡充の計画があるやに伺っておりますので、それらでしっかりと活動していただくためには、やっぱり地元の自治体としてどこまで可能なのかということも含めて、固定資産税の町単独での減免制度等整えながら、今いる企業、そして進出企業がこの遊佐町でしっかりと頑張ってもらっていただく制度を町全体としてしっかりと考えながら、新たな不足な制度であればしっかりと整えてそれら対応して、この地域の活性化を守らなければならないと、必死に自立を目指す施策の一つなのだというをご理解賜りたいと思っております。

以上であります。

委員長（高橋 透君） 13番、伊藤マツ子委員への答弁を保留しておりましたので、健康福祉課長より答弁願います。

本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） ひとり親家庭の状況でございます。先ほど私106世帯、240名と申し上げましたけれども、現時点で103世帯、245名でございます。なお、父子家庭につきましては8世帯、24名というふうな現状でございます。

以上でございます。

委員長（高橋 透君） これで13番、伊藤マツ子委員の質疑は終了いたします。

1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） それでは、私のほうからも今回の上程された補正に関して質問させていただきます。

13ページ、款県支出金、項県補助金、目農林水産費県補助金、これは歳入でありますけれども、新規漁業就業者確保育成支援事業補助金、こちらのほうは該当者、申請者がいなかったために300万円の減となっております。それに対して歳出は22ページ、款農林水産業費、項水産業費、目水産振興費、こちらのほうも申請がなかったため事業費400万円の減となっております。この事業は、平成23年度より取り組まれている県の事業であります。新規就業者確保育成事業として県が300万円、町が100万円を支出して漁船をリースしたり、漁業に就業するために必要な講習を受ける費用として支援するものであります。過去3年間申請者がおらず、減額補正が続いている現状をいかに捉まえていらっしゃるのかお伺いいたします。

委員長（高橋 透君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

この事業につきましては、ただいまご指摘のとおり新規漁業者のそれをリースするための事業でございます。ご指摘のとおり漁業、今大変なこういう厳しい状況の中にあるということで、県で就業する前の研修等を行ってございます。一定の研修の期間を終えた方が就業するというシステムになってございます。現在研修を受けている方が3人ほどいらっしゃいます。その方が就業するときどこに漁港に所属するかで、いわゆる酒田にするか鶴岡にするか遊佐にするかということで補助金をどこで出すかということが決まるのですが、そういったことで鶴岡、酒田、遊佐とも期待を込めまして各市町村で、うちでは1名分ですけれども、予算化しているという状況になってございます。結論を申しますと、25年度におきましては県内でお一人就業者ございました。酒田に所属しましたので、酒田での就業ということになります。結果的に鶴岡と遊佐については、就業者ゼロということでございます。要は、いかにその人方と、例えばいきなり来て漁業ってできないわけですので、その前の充実した研修をさせるかということで県でも今いろいろメニューをつくってございますので、しかもそういった方の受けている方はいらっしゃいますので、今のところ遊佐町から参加している方はいらっしゃいませんけれども、いわゆる内陸のほうからあるいは県外から来まして研修を受けてございますので、そういった方ができるだけ多くの方が研修を終えて就業されるということを期待して、毎年1名分ですけれども、上げているという状況でございます。

委員長（高橋 透君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） この事業、毎年、毎年予算の段階でこの事業が組まれる。そして、ちょうど3月定例会の段階で補正として全額が減額されている。そして、9月の決算の時点ですと、もうゼロでありますので、事業名すらも掲載されない状況が開始されてからずっと続いている。漁業を取り巻く環境というのは、今課長がおっしゃったとおり大変厳しい状況にあります。水産資源の枯渇、そして原油高、そして価格の安値、これが相まって新規に漁師になろうと思う方が少ないのも現実であるかとは考えますが、これ県の事業でありますので、支援内容とか要綱を町が勝手に変えるということができないのも確かでありましたが、町単の事業として新規就業者だけではなく、若者漁業従事者に対して支援策というのは講じられなければいけない時代になってきているのではないかなと思っております。漁業に従事されている方々の年齢層を見ますと、私などは吹浦漁港で漁業に従事している方々を拝見するにすぎませんけれども、大変高齢化している。若者の姿というのは底びき網に従事している、今ですと2そうになりますか、2隻の漁業、底びき網に乗っている船に2名ぐらい、いわゆる就業者年齢の幅の中にいる人というのは、その2名ぐらいしか私は拝見していない。これからやはり漁業に従事する若い世代を育成するためにも町単の事業として400万円、300万円という額でなくても、私は町として取り組む必要があるのではないかと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

委員長（高橋 透君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

やっぱり漁業の就業者は年々減っていると。これは、農業もそうですけれども、年々減っていると。やっぱり漁業がもうからないという言い方変ですけれども、就業の就労時間とかそういったものに比べてもうからないというところが魅力ないのだろうなというふうな、それは私も思っております。何よりもや

っぱり魅力ある漁業であるべきだなというふうに思いますので、例えば新年度においてはカキの増殖場もできます。あるいはめじが放流してサケ資源をふやしたりということもやっております。なお、また若い人方のグループで藻場の研究グループありますけれども、こちらが遊佐海づくり協議会というふうに名前も変わりました、今新しい漁場の開発等々行っております、そちらのほうに若い方々随分いらっしゃいますので、今新たなそういった芽が出てきているのかなというふうには思っております。

なお、余談になりますが、この間北見管内のさけ・ます増殖事業協会の方々がお見えになったときにいろいろお話ししたのですが、向こうでは各町や村ごとに漁協がありまして、1つの漁協で何百億円という水揚げがあります。そうしますと、黙っていても後継ぎがいて漁業が発展していくという、すごくうちとは全く条件違うのですけれども、そういうふうになれば自然と漁業者、就業者もふえるのだろうなということをおもひまして、遊佐町としてもそういった方向で水産の振興を図っていくべきなのだろうなというふうなことをおもひましたので、ご紹介いたします。

なお、今町単のということでお話がありましたが、県で事前に研修をやっております、先ほど3名というふうに申し上げました。この方々、例えば庄内以外の人方も多いです、内陸ですとか県外の方も多いです。そういった方々がいざ就業しようというときにどういったところで困っていますかということをお聞いたときに、例えば遊佐で漁業をしたいというときに、うちがもともとこちらではないものですから、遊佐に住むためのそういう例えば住居費の補助といいますか、手当て、支援、そういうものがあつたらいいなとかあるいは漁船はリースでは、一つはこういう形でリースで用意するのですが、先ほどご指摘あつたとおり高齢になってどんどんやめていかれる漁業者も多いものですから、そういった方の船をあつせんするとか、そういうことを市町村として町としてできればいいですねということはお話は伺っていますので、その辺も踏まえてどこまで支援できるかということをお検討してみたいというふうに思います。

委員長（高橋 透君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） ぜひやはり求められているニーズ、そして求められている施策というのは、どのようなところにあるのかということをやはり調査した上で、適切な施策を展開していただきたいと思ます。遊佐町の売りの一つは、やっぱり漁業に携わっている方々が生産するというか、漁獲してくるところの海産物であることは確かです。岩ガキがやっぱり筆頭に上がるのだと思ますけれども。しかし、それ以外に遊佐の特産品として岩ノリとかアオサとか、いわゆる俗に言ういそものと言われるものをとる女性の年齢層も非常に上がってきているわけです。多分60代の方は、海には行かないでしょう。海に行つて岩ノリを摘むのもアオサを摘むのも、これ女性がよくやる仕事ではあるのですけれども、70代以上の方々が非常に多い。そうすると、そういうふうなこの地域に伝わる伝統食と言われるような水産品というものが枯渇してきているのも確かではあります、とるすべすらも忘れてしまう、伝承されなくなってしまうというふうな大きな問題もありますので、そういうものをいかに伝承し、伝えさせていくかというのは、これは漁協でも取り組まなければいけないことですが、行政の下支えというのが重要な課題になってくるのではないかなと思っております。次移らせていただきます。

これは、21ページ、款農林水産業費、項農業費、目農業振興費、こちら道の駅鳥海ふらつと整備事業として、消費税変更に伴う販売管理システムの更新費として468万9,000円が補正計上されておりますが、この内訳です、どういシステムを変え更新し、どういレジとか消費税が変わることに対応する機材とい

うものを更新しようとしているのか、ご説明願います。

委員長（高橋 透君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） こちらのシステム変更委託料でございますが、産直管理システム、パソコンのサーバーを入れかえるということになります。産直のシステムと、それからあとひまわり会のレジの1台の追加、それから元気な浜のレジの1台の入れかえということで468万9,000円というふうに見てございます。

委員長（高橋 透君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） このサーバー及びシステム、これは第16期の事業報告書、これは総合交流促進株式会社のものですけれども、これの固定資産減価償却内訳明細書、これの1842番のサーバー及びパソコンの更新と認識してよろしいわけですか。

委員長（高橋 透君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） はい、そのとおりでございます。

委員長（高橋 透君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） それに産直のひまわりのところのレジの更新というのが含まれるわけですね。このサーバー及びパソコンというのは、平成16年のときに導入されております。これが導入した時点では、226万4,960円のサーバーのシステムであると減価償却内訳書には書いてありますけれども、今回の補正計上というのがそれよりもやはり時代が10年近く経過しておりますので、精度のいい高性能のものになるのだと思うのですけれども、導入したときは226万円ほどのシステム、今回の費用として計上されているのは468万9,000円。この差額についていかがお考えですか。

委員長（高橋 透君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

システムそのものにつきましては300万円ほどになります。あと、レジスター、ひまわり会のレジの追加、それから元気な浜のレジスターの入れかえがございまして、これ合わせて468万9,000円となっております。こちらは、先ほどお話のあったとおり平成14年に入れたものでございまして、今期17期、この間17期の決算出ましたけれども、17期の固定資産減価償却にはもう既に載ってございません。16期で減価償却が終わったということで、17期には既に消えてございます。それほど古いものでございまして、もともとXPのパソコンも使ってまして、それはもう使えなくなるということで新たなセブンに入れかえるということもございまして、今年度ここで入れかえたいということでございまして、値段的には入れたときと若干高くはなっておりますけれども、さほど増額にはなっていないなというふうに思っております。

委員長（高橋 透君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） そうですね。この資料を見ると、減価償却期間が7年間ですので、償却が済んでいるシステムだということを調べるとわかりますけれども。これ言いたいのは、消費税が3%上がる、5%から8%になるためのいわゆるシステムの更新とかレジの更新というものは、民間の事業者だったら自助努力で行われていることなのです。これというのは、なぜふらっとの会計システムについては行政が支出するかというと、これは多分道の駅鳥海ふらっと施設の管理に関する基本協定というものがあって、そ

れに基づいて支出されているものだと思います。しかし、民間とのギャップが、やはり468万9,000円もするものを行政がもうそっくり支える。民間の場合は自助努力で、なお金を絞りながら対応しなければいけない。この現実のギャップをどのようにお考えか。また、このような官民差が生じていることによって、ひいては官が民を圧迫するというような状況を生み出しかねないということも含めてこのギャップについて、よくわかるのですけれども、このギャップが現実としてあるということについて課長の意見を伺った後に町長からご意見をいただきたい。

委員長（高橋 透君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたとおり、ふらっととの指定管理の協定書の中で、例えば遊佐町が入れたものについては遊佐町が支出。ただし、それは100万円とか100万円以上とかとそういうのもありますけれども、基本的には町として入れたものは町が面倒を見ます。ふらっと独自でふらっとというか、株式会社独自で入れたものは自分たちがやりますというふうな協定書の内容になってございます。今回も実は468万9,000円ではなくて、もっと多くの額があったのですけれども、特に産直の施設にかかわる部分、その部分だけを町として出しますと。そのほかの例えばファストフードのレジですとかいろいろそれも直すべき時期に来ているのだそうですけれども、そちらはいわゆる営業努力で自分たちでやってくださいということと振り分けをしたつもりでございまして。おっしゃるとおり民のほうでは、確かに全部自分たちの資金でやるということもそれは承知してございまして。ただ、運営そのものが産直のいわゆる農家の方々のひまわり会ですとか漁協女性部の元気な浜ですとか、そういった方々からの拠出金で運営されているということもありまして、少なくともそれらのグループ、団体の負担になるということにはなるべく避けたいということで、産直に係る部分だけを特に今回選んでやったということでご理解いただきたいというふうに思います。

委員長（高橋 透君） 時田町長。

町長（時田博機君） 民の官による圧迫だというのは、私も議会時代そういう話をしっかりさせていたでいていました。実は、ふらっとに関しては、先日元気な浜店の総会に参加をさせていただきました。年間で1億円以上の売り上げ、1億1,000万円近い売り上げだと思えました。頑張っていたでいていてということ、非常にありがたく思います。その中として、総合交流施設株式会社には10%を使用料という形で入らせていただいているわけですが、年度末には1%、いわゆる1%は還元しようという形で団体に戻らせていただいているところであります。総合交流施設株式会社としての直営とかそういうものについては、やっぱりこれは企業努力によるものという形でやらせていただいておりますけれども、やっぱり広く町民に募って参加を募ってという直売施設等、それから元気な浜店等の施設に関しては、やっぱり設立当初のお約束のことはしっかり果たしていかなければならないということ、それはご理解をお願いしたいと思います。

実は、観光施設については非常に今までというのでしょうか、私は施設ができる前から議会に参加させていただきましたので、当時の観光施設特別会計を運営していた時代からそれが廃止になって今の指定管理になってから、そして自分が町長就任してからずっと見ているわけですが、民間への業務の圧迫はなるべく公的施設だけがよければいいという発想は、これまで余り社員には申したことはありません。で

できれば民間の施設を使って、総合交流施設株式会社では新年会等、職員の新年会もしてくださいよという形で、自分が就任してからは民間の施設を極力まず体験してくれと、そんな形を進めさせていただいております。これは、町が絡む、自分が社長はしているわけですが、町が持っている施設だけが繁盛していればいいということは、それはあり得ないわけですし、やっぱり地域全体に豊かさをもたらすというのはどういうことなのか、民間の努力もしっかりやっぱり検証させていただこうという形をしております。特に隣に副町長おりますけれども、吹浦地区の職員の新年会だけは申しわけないけれども、総合交流は使わなくてもいいから、民間の会社に行って職員の会議等はやってくれと、そのような指示をしておりますので、決して民間だけがという形は、以前よりは多少は変わってきたのかなと思っております。

以上であります。

委員長（高橋 透君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） これやはり民間と今回はふらっとのことで取り上げて質問させていただいておりますけれども、同じような消費税3%上がるためのシステムとかレジとかというのが観光分野にも多くのお金が投入されているわけですね。これ民間ですと、旅館業を営んでいる人でもふすまが黄ばんでかえたいのだけれども、なかなか厳しくてかえられない。そういうことの繰り返しでどんどん、どんどん寂れていってしまっているとか、なかなか更新したくてもかえられないというのが民間の現状なのです。それとこの違いはやはりわかっているのだと思うのですけれども、わかってもらいたい。しかし、ふらっとに関しては県の観光者数調査、24年度版を見ても、山形県の道の駅の中で断トツの誘客数というか、動員数を獲得している。ほかの道の駅とは桁違い、1桁違う数字が出ているわけです。これは、カウントの仕方も問題視されている部分、ほかが大ざっぱで、ふらっとに関してはレジを参照した上でのカウントだから、こちらのほうが正確だと思うのですけれども、非常にやはり遊佐町のにぎわい、そして7号線を移動して歩く車の方々にとっては大事な施設ですし、遊佐町をアピールする施設でありますので、必要なこととは思いますが、民間とのギャップというのはこれほどにも違うのだということをご認識願いたい。次移らせていただきます。

今度は地域生活課のほうに移りますけれども、23ページ、款土木費、項住宅費、目住宅建設対策費、木造住宅耐震診断委託料、これがマイナスの12万円となっておりますけれども、25年度のこの事業への申請者数を踏まえた形で減額理由をご説明願います。

委員長（高橋 透君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

平成25年度は、申込者数3件、当初5件の予定をしておりましたので、2件の減という形で12万円の減となっております。

委員長（高橋 透君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） これ当初の予算では、診断を5件分、6万円掛ける5件分の30万円計上されていたと思います。3件は申請があったが、2件分は申請がなかったために6万円掛ける2の12万円が減額という形になっているのだということだと思いますけれども、受けた3件の耐震診断の結果も出ていると思うのですけれども、この結果出ているようでしたらお知らせ願いたいと思います。

委員長（高橋 透君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 当然結果は出ておりますが、今ここで私個々の耐震結果がどうであったのかというところまでは把握してございません。

委員長（高橋 透君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） これ25年度ではなかったのですけれども、当初この事業が取り組まれたときに診断をしていただいた結果からいくと、危険度において0.7未満の危険性が高いという結果が多かったのだと思います。その結果自体今把握していないということです、その結果に基づく耐震工事がどれだけ行われたのかというのもまだ把握、今の段階ではお答えできないと思いますので、この件について次移らせていただきます。

平成25年度における木造住宅耐震診断補助事業の利用状況、今伺いましたけれども、この事業の住民への周知と告知を25年度においていかに図られてきたのか。そして、県で実施しているところの無料の簡易耐震診断、これ無料ですけれども、これの告知と周知にどのような形で取り組まれてきたのかお伺いいたします。

委員長（高橋 透君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） まず、今年度の3件については、詳細について私のほうで把握しておりますが、その3件が耐震の構造の結果がわかった段階で改築等を行ったのかということにつきましては、実質的にはその診断をもって改築をしたというところはないというふうに聞いております。ただ、大体の申請の家の状況がかなりの老朽化したものを所有の皆さんから申請が多かったということで、新築といいますが、改築をする、補強するのではなくて、改めて建て直すための一つの判断として耐震診断を使っている例が多いようだというふうには聞いております。この耐震診断につきましては、昭和56年以前の建物、これを対象にしておりまして、今現在こういった耐震診断の補助を行っているわけですけれども、これまで3年くらい前からこれが始まったというふうに聞いておりますけれども、当初は普及啓発をするという意味もありまして、建設業協会へのチラシの配布とか、そういった形、さらには広報への掲載という形で広報をして周知をしていたようにございますけれども、今年度に限って言えば広報のみの周知という形になっております。

以上です。

委員長（高橋 透君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） やはりこれ重要なことなのだと思うのです。やっぱり耐震診断をして、そして耐震診断の結果に基づいて県の事業ありますね、耐震補強というか、山形県地震対策あんしん補助事業。これで住宅の耐震を強めたり、遊佐町で一生懸命取り組んでいるところの各種住宅施策、これを利用して耐震化を図っていくということが重要なことだと思います。その危険性を認識する入り口として、この事業の周知と告知というのが重要なことであるかと思っておりますので、今後とも住民への周知というのに力を入れていただきたいと思っております。次移らせていただきます。

同じ地域生活ですけれども、23ページ、款土木費、項住宅費、目住宅管理費、測量設計委託料、マイナスの250万円の減額が補正計上されておりますけれども、この減額理由、事業内容についてご説明願います。

委員長（高橋 透君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

これにつきましては、若者定住住宅の建設に向けた調査費という形で計上させておいてもらいましたけれども、当初400万円を見込んでおりました。アンケート調査から基本設計、そしてイメージ図の作成、ここまでを今年度やりたいということで予算化しましたが、当初まずアンケート調査から入ったわけでございますけれども、その段階では見積もりを徴して、どのくらいかかるかちょっと見当つかなかつたということもありまして、見積もりを徴した結果、随意契約程度でできるぐらいの少額で済んだということでございます。その後、実質的には基本設計に入るにしましてもアンケート結果を踏まえた形の、それを反映させた形で設計をしたいということから、アンケートに携わっていただいた業者のほうから再度見積もりをいただいての契約という形にさせていただきますけれども、その際また我々が考えていたよりかなり安く実施できるということになりましたので、そういった形で実績をもとにして減額をさせていただいたということでございます。

委員長（高橋 透君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） これ測量設計委託料という形で認識していたものですから、用地の買収等々も視野に入れたところの用地測量みたいな経費の減額だと思っていたのですけれども、その前の段階であると認識してよろしいわけですか。

委員長（高橋 透君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） そのとおりでございます。用地調査につきましては、26年度予算のほうに要求をさせていただいておりますけれども、今年度につきましては今お話ししたとおりでございます。

委員長（高橋 透君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） これは、具体的にになった時点でまた質疑させていただきます。

最後になります。今度は教育課に移らせていただきますけれども、24ページ、款教育費、項小学校費、目委託料、これは統合される場所の藤崎小学校の校歌作詞作曲委託料。これ調べてみますと、90万円の不用額が発生したために90万円の減額となっておりますけれども、藤崎小学校の作詞作曲の委託料というのはどのような形で済んでいるのかお伺いすると同時に、遊佐中学校の作詞を担当されたところの吉野弘先生がことしになってから逝去されたという悲報も届きました。心よりご冥福をお祈りしたいと思います。まずは、藤崎小学校の校歌の作詞作曲委託料というのがどのような形で支払われたのかお伺いいたします。

委員長（高橋 透君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） お答えいたします。

校歌の作詞作曲の委託料ということでは、当初予算では大ざっぱに100万円、100万円ということで200万円を計上しておったわけでございます。ただ、予算要求の時点では、既に作詞は誰、作曲は誰というふうには当然想定していたわけではなくて、額についてはそれこそ遊佐中学校の校歌、そのときの一定の委託料といえますか、そのあたりの額を参考にしながら当初予算の計上をしたという背景でございます。その後、作詞作曲を誰にお願いするかというようなことでの選定といえますか、そういうことになっていったわけですが、より身近なところにふさわしい方がいらっしゃったというようなことで、結果的には委託料としては当初見込んだような100万円、100万円というよりは、随分多額の委託料にはならず終了する

ことができたというふうなことで、参考までに申し上げれば作詞のほうは30万円、作曲のほうは50万円というようなことで税抜きですけれども、そのようなことで委託料ということでお支払いをしているところでございます。

以上です。

委員長（高橋 透君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） 私もCDいただいたものですから聞いてみました。童謡調の校歌であったものですから、校歌らしくないなといえば校歌らしくない、童謡調のものでしたけれども、これ何回も歌い、何回も聞くことによって皆さんから愛される校歌になるのではないかなと思います。そして、委託料というのが30万円と50万円に消費税という形で、非常にビジネスライク的な委託料という形の処理のされ方ですけれども、作曲された、作詞されたという2人の先生方に対して、町としては間もなく閉校式、開校式が予定されておりますけれども、開校式の席などで謝意をあらわすための感謝状的なものを予定しているのかいらないのかお聞きいたしまして、私の補正に関する質問とさせていただきます。

委員長（高橋 透君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） これについても前例あるいは他の自治体の例等を参考にしながら最終決定ではございませんが、今のところ今委員おっしゃったような形で開校式のときに感謝状といったようなことを想定しながら詰めているところでございます。

委員長（高橋 透君） これで1番、筒井義昭委員の質疑は終了いたします。

5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 恒例によりまして昼またぎに質疑させていただきたいなと思っております。今委員長、局長から目で訴えられましたので、張り切ってやっていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず、さて、どこから行こうかなというところでございますけれども、小学校の教育コンピュータ整備事業ということで356万8,000円、今回上がっております。ここ、この詳細、概略のほう説明をお願いしたいと思います。

委員長（高橋 透君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） お答えいたします。

具体的にページの箇所づけでの問い合わせではなかったわけですが、25ページの教育振興費の備品購入費でご説明を申し上げますと311万4,000円ということで、教材備品費等という中に開校する藤崎小学校の関係での児童用パソコン、そして教師用パソコンということで、それぞれ33台、それから10台というようなことで311万4,000円の中の287万8,000円ほどパソコン関係で計上をしているところでございます。

委員長（高橋 透君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 済みませんでした、ページのほう言わないで申しわけなかったのですが、一応概要のほうには、いただいております補正予算の概要のほうでは356万8,000円ということでありましたので、この辺トータルとしてお聞きしたいなと思ったのですが、このコンピューター、子供用のパソコンですけれども、これはどのような機種入のでしょうか。

委員長（高橋 透君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） 一言で言えば、タブレット型パソコンということでございます。

委員長（高橋 透君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） タブレット型ということでございました。いろいろ話聞いていくと、アイパッドが入るらしいという話でもありましたので、私も欲しいなというところもございませうが。タブレット型パソコン、今非常に多方面でキーボードがある通常のパソコン、いわゆるコンピューターといいますか、そういうものからタブレットタイプに非常に変わってきている部分たくさんあるかと思ひます。今回タブレット型を入れる意味というものは、どの辺にあつたのでしょうか。

委員長（高橋 透君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） お答えいたします。

パソコン関係についても日進月歩で機能、性能は向上しているわけでございますけれども、そんな背景の中では教育現場においてもこうしたツールを使いながら、より有効な教育的効果というものを高めていく、それは前提にあろうかと思ひます。これを使っていった場合の想定される具体例というようなことで若干申し上げますと、例えば体育の時間にマット運動のわざを互いに撮影して練習に生かしたり、あるいは校内外の観察や探検などで児童自身が撮った写真を使ってお互いに編集なり交流し合ったり、そしてこれまでですと、いわゆるコンピューター室に移動しなければタブレットではないわけですが、そうしたことができなかったものが普通教室においても手軽に可能だと、こんなこともございませう。そういう意味では、使い方によってはこれまでの授業スタイルを大きく変えながら、児童の主体的な学びを促すことにつながっていくのではないかと、こんな期待を持ちながら、例えば県では寒河江のほうで先進的にやっているところへの視察なり、あるいはこの間は大変関東で大雪の中、東京の多摩市のほうまで指導主事が出かけまして、そちらのほうの研究会に参加をしてきたとか、こんなことをしながら今、より先ほど申し上げました教育現場におけるさらなる児童の向上につなげていくといったような立場で考えているところでございませう。

委員長（高橋 透君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 教育現場で最近ではかなりやっぱりタブレット型を利用して授業を効率よくわかりやすく、視覚にも訴えるような形で使うという例は大分ふえているようです。コンピューター環境ですけれども、今回タブレットを入れるということでございました。この環境、例えばネット回線につないだり、当然コンピューター間といいますか、相互間、例えば先生の持っているタブレット、またコンピューターから一斉に生徒たちが持っているタブレットに送信しながらいろんな形でやるという形も多分想定できると思ひますけれども、その辺の整備はどうなっているのでしょうか。

委員長（高橋 透君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） ガラケーしか持たない私が最先端のシステム関係を説明せよと質問を受けるのは大変厳しいところでございませうけれども。この間は、藤崎小は新年度の前期倒しというようなことで今回補正に従って導入をしようということなわけですが、25年度分ということではこの間藤岡小学校のほうに同様の児童用タブレット型パソコンを入れまして、研修に行きました。研修に行ったついでにといいますか、起動して一定の、ほんの初歩的なことなわけですけれども、そのあたりもタッチをしたといいますか、見させてもらったといいますか、そんな経験もしましたけれども。やはり非常に扱いやすい

ですし、大人がやっても非常に興味をそそるといいますか、そういうシステムあるいはソフトにはなっております。しかし、やはりタブレット型パソコンだけにとどまらず、一方ではいわゆるライン等を含めてのゲーム等を含めたコンピューター機器といいますが、そんなことでの弊害といいますが、問題も一方では抱えているという現実もございます。その辺のところは十分授業の中でも気をつけていかなければならないこと、そして有効に使っていけばこういうことになるのだというふうなあたりは、きちんと子供たちには教えながら、より有効な使い方に付与していきたいと、こんなふうに考えているところでございます。

委員長（高橋 透君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） なかなかシステマ的なものに関しては、いろんな日進月歩という今お話ありました。本当はもっと速い形、一部では秒進分歩という形で、テクノロジーの進化というものは非常に速く、また高度化しているかなと思っているのですけれども。子供たちがタブレットに触れる、コンピューターに触れる、それによってネットの活用であったり、いろんな形で教育現場でもこれはもうどんどん、どんどん使っていくべきだと思いますし、将来的には電子書籍、これがもっともっと普及してくれば、こういうタブレットは非常に生きてくるなと思っておりますけれども。将来的には、多分これは全生徒が1台ずつパーソナルとして持つという時代になるかと思うのですけれども、ただ今現時点では学校が管理し、対応するというような形で使っているのが現実だと思います。これを機会にやはり今課長がおっしゃっていたようないろんな心配する部分あるかと思えます。特に私が思うにラインとかゲームとかの話、少し出ましたけれども、やはりネットワーク内でのいろんな誘惑にどのように対応していくか、またネットリテラシーと言われる、いわゆるインターネットを活用した場合のやりとりにおいて読み書き、相手に何を伝えるか、相手が何を言っているのかを理解する、そういう読解力みたいなところ、こういうところが多分重要になってくると思うのですけれども、この辺教育委員会としてどのように考えているのか。今いじめ問題も含めて、いろんな弊害の部分がクローズアップされています。私は、弊害の部分よりもメリットの、いわゆる効果のある部分、いっぱいあると思うのですけれども、どうしてもデメリットの部分だけがクローズアップされています。そういうことも含めて教育委員会としてはどのようにお考えなのかお願いいたします。

委員長（高橋 透君） 5番、赤塚英一委員への答弁を保留して、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時55分）

休

憩

委員長（高橋 透君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時）

委員長（高橋 透君） 5番、赤塚英一委員への答弁を保留しておりますので、教育長より答弁を願います。

那須教育長。

教育長（那須栄一君） 五、六分時間を頂戴してよろしいでしょうか。具体的な機器の中身について答えられると言われるとちょっと困るかなと思ったのですが、今後どのように子供たちに活用を図っていくかと、

そういうご質問でございましたので、お話ししてみたいと思います。まさに課長の答弁の中で日進月歩という、そういう言葉がございましたけれども、この1週間、それを実感しているのは私でございます、実はパソコンのPの字もあるいは車のナビも設定もできない私の家内のもとにアイパッドが1週間前に入りまして、東京にいる娘と一緒に同居しておりません孫とテレビ電話とっていいのですか、顔を見ながら話して、私のほうちらちらと見ながら自慢げに活用しています。そういうことで、いよいよそういう時代に入ったのだなということを感じているわけですが、これから21世紀から22世紀につなげていく時代を生きていく子供たちですので、まさに有効に活用できる、そういう質、能力はきちんとこれから育てていく必要があるのだと思います。それは前提ですが、ただやはりバーチャルな世界になりますので、その活用にあたっては十分注意しなければならないことも多いのだと思います。

私は、囲碁が趣味で時々やるのですけれども、ネット碁があるのも知っています、ネット上にも。相当もう中国だろうがアメリカだろうが、瞬時にしてどんな方とも対局できるわけですから、それはすばらしいと思うのですけれども。やっぱり私は、碁を打つのであれば、ちゃんと向かい合っておじぎして、そして冗談言いながら世間話しながら、コミュニケーションを図りながら楽しむという、そういう楽しさのほうは私はずっといいのではないかなということを考えております。もちろんネットにつなぐ力量がないということがあるわけですが、

そんな中でそういう力もつけていくのですが、やはりそれを活用する、使う子供に限らず大人に限らず、大前提があると思うのです。先ほどバーチャルな世界であるということをお話ししましたけれども、まさにビットコインのニュースが3日、4日前に流れました。そういう世界なのです、危うさを当然持っているわけで。やはり子供たちが育つ教育は、じかに自然に触れて地域の文化、もちろん世界中の文化でもいいわけです、触れて人々と交流する中で、やっぱり本物と出会って、そこで感じるすばらしさ、豊かさ、もちろん痛みも当然伴うこともあります。そして、考える思考力を深めるのは、やはり言語、言葉です、文字です。実際に自分で読んで書いて話す、文字言語です、もちろん電子辞書でも見られるわけですが、ペーパーのやっぱり本を読む、そんなことも大事にしながら、子供たちは育てていくべきだろうと。そういうものがベースにあって初めてパソコンなりアイパッドなり、そういうIT機器を活用するよさというものが出てくるのだと思いますので、そのところは十分気をつけながら子供たちの使用指導には当たっていきたいと思っています。

県でもしっかり高校生、中学生のスマホの保有率とかいろんな危うさがあるということを具体的にデータで数字も捉まえて最近のニュースに出ていますけれども、まさに生活が依存している、依存症までいなくても、もうスマホと向き合うことが生活の大きなウエートを占めているという、そういう中高生、子供たちの実態を見るときに、やはりもっとベースの、先ほど申し上げましたようなベースのところをきちんと押さえて、それが育った上で子供たちが使えるということがまさに心の豊かな、人生を豊かにするツールにつながっていくのだと思いますので、使えればよい、便利だからそれがすばらしいということにならないと思いますので、そこは十分注意しながら、子供たちにもしかるべき力をつけていくべきだろうなと、そんなふうにしていきたいと思っています。

以上です。

委員長（高橋 透君） 5番、赤塚英一委員。

5 番(赤塚英一君) 教育長のご経験も交えながらのご答弁いただきました。実際そのとおりなのです。バーチャルな世界、今囲碁のお話されていましたが、向き合っただ対面して相手の例えば表情であったり口調であったり、声のトーンであったりしぐさであったり、そういういろんなものを含めて今まではコミュニケーションをしていましたけれども、ネットの世界になってくるとどうしても文字の世界になってきます。やっぱりそういう部分で読解力といいますか、私もいろんな形でツイッターもフェイスブックもラインもやっていますけれども、やはりその中でどうしても自分の意見、主義、主張が一方向的に発信してしまうと。逆に言いたいことが伝わらなかったためにいろんなトラブルに発展したりと、それしよっちゅうあります。だからこそやっぱりリテラシーと言われる読み書き、ここの部分は一番重要だと思っています。アイパッドを入れるのも結構です。コンピューター導入、インターネットを使っているいろんな授業をするのは非常に結構なのですけれども、そこを生かすためにはやはり生の授業といいますか、国語力であったり、そういう部分というのはもっともっとこれから重要になってくるのかなと私も思っていますので、ぜひその辺はせっかくいいものを入れる、いいものを導入する、いい制度を導入する、子供たちにとって将来役に立つための授業をせっかくやるわけですから、負の部分をしっかり理解させて、正しい部分、利益になる部分、いい部分をもっともっと子供たちに伝えて、子供たちがそれを利用できるような環境をぜひつくっていただければと思っていますので、パッドがタブレット、今回藤崎小学校で、今年度藤岡小学校にも入ったという話でした。あと残り高瀬、吹浦あります。

(何事か声あり)

5 番(赤塚英一君) 高瀬も入った。

(何事か声あり)

5 番(赤塚英一君) では、吹浦だけですね。

(何事か声あり)

5 番(赤塚英一君) 吹浦は、何かノートタイプのキーボードタイプだという話で聞いていますので、ぜひその辺はいろんな導入の時期もありますので、一概には言えないのしょうけれども、町内の生徒たち、子供たちが同じ環境を共有できるような形でこれからもやっていただければと要望しまして、この件は終わりたいと思います。

さて、昼またぎをしたものですから、さてと思いながらやっているのですけれども、まず産業課長、にやっとな笑いましたので、産業課長にまずお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。水産振興費、22ページです、地域水産物供給基盤整備事業負担金ということで上がっています、漁港の管理費として。これ吹浦の漁港の話ということでお聞きしていますけれども、この辺詳細のほう少しお願いします。

委員長(高橋 透君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤源市君) お答えいたします。

地域水産物供給基盤整備事業につきましては、吹浦西第2突堤の延伸の工事でございます。当初今年度1億1,700万円ほど見ていたのですけれども、今年度の事業のうちにといいますか、当然繰り越し事業、これ県事業の負担金になりますが、総事業費で今年度のうちに繰り越し事業では3億1,800万円ほどの事業費になると。これは、15メートルのケーソンを7本沈めて105メートルにするわけですが、ケーソンの製造は今回の補正予算で全て製造はでき上がるということでございます。でき上がったものを再来年、27年度

に設置するというふうに県からは伺っています。3億1,800万円ほどの7%が町負担ということになってございますので、その分の増額でございます。

委員長（高橋 透君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 県の繰り越し事業で、今年度中に支払いはするというので今回という話伺っていましたが、そのように答弁いただいたと思っていますけれども。この漁港で毎年、毎年かなり大きいお金を入れていただいて整備しておりますけれども、なかなかやっぱり先ほど1番委員も漁業振興の関係、お話をされてはいたけれども、水産業では後継者不足であったり人材不足というのはやっぱり問題だと思います。この辺せっかくこうやっているいろんなハードの部分整備しているわけですから、どうにかしてやっぱり産業につなげていきたいなと思うのですけれども、この辺全体的な考えとして今後どういうふうな、県のほうの考えもあるでしょうから、その辺わかる範囲で結構ですので、お願いいたします。

委員長（高橋 透君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

先ほど1番委員さんにも答えました内容とかぶるかもしれませんが、やっぱりまず第一に魅力的な水産業といいますか、水産業はやっぱり魅力がないと後継者も育たないし、今後の水産振興というものもなかなか思うに任せないというふうに思います。今回こちらのほうで突堤延伸することによって、吹浦漁港に入る砂を抑制するということになるわけでございますが、来年度は岩ガキの漁礁を1基沈める予定がございます。これも県事業ですが、負担金としてうちのほうで10%を導入すると。我々にとって今追い風といいますか、28年度に山形県で豊かな海づくり大会があるということもありますので、それに絡めた形でいろんな形で水産業の魅力というのを我々としては周知してまいりたいというのが一つと、あと実際の事業としましては先ほど申しました岩ガキの漁礁をつくること、それから今めじかの協議会のほうでも内水面のほうにおきましてはサケのふ化場の整備も今進めてございます。そちらのほうも来年度、再来年度あたりからかかりたいなということで、全体的なそういった基盤整備を図りながら水産の振興を図っていききたい。さらに、今若い人方がいろいろな形で多面的発揮事業というふうな、いわゆる藻場の再生ですとか海の持ついろいろな多面的な機能に注目しまして、いろいろ研究等もやっております。また、ナノバブルでの洗浄をやりながら、これも若い漁業者のグループも今できるやに聞いておりますので、そういった若い人方の集まりといいますか、そういったものを大切にしながら、後継者の育成、確保ということにも努めてまいりたいというふうに思っております。

委員長（高橋 透君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） ぜひそういうことを一つ一つ積み重ねて行ってやっていただければなと思います。特に遊佐町の場合は、漁業といえばやはり岩ガキが一つの目玉の海産、水産資源の一つだと思っています。ただ、やっぱりいろんな方にお話聞くと、どうももうないと。ゼロではないのでしょうけれども、やっぱり育てる漁業の部分が追いつかなくて、どうしても岩ガキそのものがもう資源として減ってきていると、なかなか大変だという話聞いております。夏の間のやっぱりあれが一番大きい収入源だと思います、この辺の漁業者にとっては。あれでやっぱり生活の基盤になる収入を得て、さらに上乘せではないですけども、例えば冬の寒ダラであったり秋のサケであったり、いろんな形でそういうのは水産資源をうまく利用して行って産業に結びつけていく。やっぱりこれが漁業者の一つのあるべき姿というか、こうありたいよ

ねという考えがあるようなので、ぜひその辺は漁業者の方々とさらに話を詰めていって、どのような形でやるのがいいかとか、町単独でも多分できないと思います。県の協力をいただく、これも重要だと思いますので、ぜひ県の協力、国の協力いただきながら、いい形で産業振興としてやっていただければなと思っていますので。今こうやってかなりの金額が県の事業として入るわけですので、ぜひその辺も含めながらお願いしたいなと思っていますので、この辺はお願いしまして、この項は終わりたいと思います。

もう一つ、繰越明許のほうで土木費で道路橋梁費のほう3億円出ています。これ地域生活課のほうの事業ということでお聞きしていますので、その辺の詳細のほう少しお願いいたします。

委員長（高橋 透君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

これにつきましては、平成25年度の国の1次補正によりまして道路橋梁費、中身としましては長寿命化計画に基づいて実施をします西浜橋、これの改修に対する補助金が該当になったということで。ただ、定期的にこれから工事を発注することもちょっとできませんので、それを繰り越しをするという意味でここに繰越明許費を補正をさせていただきました。中身としましては、3,370万円内訳ですけれども、委託費として270万円、そして工事費として3,100万円となっております。今回は、これに伴う歳入、そして歳出を補正をさせていただきました。

以上でございます。

委員長（高橋 透君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 西浜橋、これも吹浦でございますので、いろんな形で投資していただき、非常にありがたい話でございます。ただし、西浜橋の工事でございますけれども、今回繰越明許にしたということであれば来年度、通常であればかなり予算が決まって、それからいろんな形で段取りして、結局秋口以降に工事という段取りだと思えるのですけれども、今回繰越明許ということなので、年度当初からいろんな形で事業を進められるのかと思うのですけれども、この辺のスケジュール的なものいかがでしょうか。

委員長（高橋 透君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

平成24年度に長寿命化計画策定されまして、今年度から実施に入ったわけでございますけれども、西浜橋の今年度は全体設計を組んでおります。先日全体設計も上がってきまして、その中で発注計画も一緒に検討されております。それを見ますと、西浜橋、全体の工程としては大体3年くらいかな。ただ、これも実際にやってみないとわからないところがありますので、3年がもしかすると4年にずれ込んでしまうということはあろうかと思っておりますけれども、今の段階でまず3年くらいで何とかいくのではないかとということとあります。ただ、西浜橋、当然橋ですので、川の上にかかっているわけですけれども、遊佐のサケ遡上時期を外した工事をやるという検討もこの中で一緒にされておまして、そうすると実施される時期としましては9月までという検討をされております。そうすると、今回の繰越明許、町としては工事のしやすい予算がついたかなというふうに考えております。年度当初から発注もできますし、幾らでも工期を確保するためにはこういった年度初めの発注ができることから、今回よかったなというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（高橋 透君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 今3カ年から場合によっては4カ年、それ以上もあるのかなと思いながら聞いておりましたけれども。ただいま地域生活課長のほうからサケの遡上あります。これは、我が町にとってはやっぱり秋口の非常に大きい資源の一つだと思うのですけれども、この辺の影響、どのように考えているのか。地域生活課のほうでどのように考えているのか。また、産業課のほうでもどのように考えているのか、少しお聞かせ願えればと思います。

委員長（高橋 透君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

サケの遡上につきましては、これまでもさまざまな工事をする段階で濁りとか、そうした陰、音、こういったものをある時期においては発生させてもらっては困るという話を聞いておりましたので、その時期は避けたいということから今回このような工程を組んだということでございます。

委員長（高橋 透君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

我がほうとしましても、いわゆる土木のほうでそのような配慮をしていただくということに対して大変ありがたく思っております。サケは、9月初めから上って12月、1月ごろまで上るわけでございますけれども、その際にちたっても来るのですけれども、なかなか神経質な動物なものですから、その辺配慮をしていただければ大変ありがたいと思っておりましたところ、このような配慮をしていただくということで大変ありがたいと思います。

委員長（高橋 透君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 特にやっぱり秋口、サケが上ってくる時期、これはやっぱり上ってこないことにはふ化事業もできませんし、ふ化事業ができないということは放流もできないと。放流ができなければ4年後戻ってこないと。非常に悪循環になりますので、この辺は先ほど地域生活課長避けたいと、サケだけに避けたいというのかなと思いながら聞いておりましたけれども、ぜひこれは我が町の重要な資源の一つですので、大事に守っていただきたいし、そのように工事もしていただければと思っておりますけれども。サケの時期を外すということでございます。上ってくるのは秋口、下っていくのは春口。当然冬の間は、工事もなかなかできないでしょう。そうすると、やはり春から夏にかけて、特に夏のシーズンが一番工事のメインの時期になるかと思えます。西浜橋、やっぱり観光の一つの拠点であります海、西浜海水浴場を含めた海の部分のレジャーを抱える場所としては、非常にこの時期工事で使えなくなるというのはどうなのかなと思っておりますけれども、その辺地域生活課のほうではどのように考えているのでしょうか。

委員長（高橋 透君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 先ほどは一応工期という形で、サケの遡上を考慮して3月から9月という形で3カ年か4カ年、繰り返して同じ時期に実施をしたいというお話もしましたけれども、その間3月から9月までについては基本的に全面通行どめをしようと考えております。というのも橋の工事、ジャッキアップして橋自体を少し上げたりさまざまな工法でやるわけですが、かなりやっぱり危険性も伴うということから、少しは通してもいいのではないかと、そういう検討も一旦されましたけれども、安全第一という考えから工事期間中は全面通行どめによる工事を実施したいというふうに考えております。この

間、またそれから外れた10月から当然2月までについては、普通どおり通行どめができるような形になるわけでございます。それについては問題ないわけですが、今言った3月から9月、その中で特に問題は夏場、これについてはやはり観光への影響は当然少なからずあるわけですので、その辺について例えば今行事として最初からわかっているもの、例えば神社の行事であったりお寺さんの行事だったり、そういったもの、さらには花火大会とかあるわけですので、そういった関係者との事前協議はしたいなというふうに考えております。ただ、利用者となると、あの橋の利用者というのはもう町内全域、それから町内外全部使うわけですので、そこまでのお知らせとなると容易でないということから、まずは地元の区長会あたりまでは一度やっぱり説明をする機会をとつてもいいのではないかなというふうに考えているところでございます。

委員長（高橋 透君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 観光の一つの中心的な存在であります西浜海水浴場です、ここではいろんな行事がやっぱりありますので、観光には非常に影響あるかと思えます。この辺については所管でもありますので、企画課長のほうには後ほど改めてこっそり聞きに行きますので、いろんなことをまたお話をさせていただければと思うのですけれども。やっぱり先ほど神社の行事、お寺の行事とありました。神社の行事、7月14日に火合わせ神事というのが、御浜出神事あります。通称火合わせ、火合わせと我々は呼んでいますけれども。ここやっぱり数年いろんなところからみこしを担いでいただく方々が来ていただいて、浜まで出ていくという。当然これを写真におさめるという方も来ています。これ非常に重要な観光資源の一つかなと思っておりますし、夏の本当最後の最後には灯籠流しということで、海禅寺のお寺さんのほうで灯籠流しはそこあります。このときも非常にやっぱり幻想的な風景ということでカメラマンがもうわんさか来ています。わざわざこれを撮るためだけに来たという方もやっぱり中にはいらっしゃるしまして、いろんなお話をさせてもらうのですけれども、非常にやっぱりいい被写体になると。ということは、やっぱり遊佐町にとっては非常に重要な観光資源の一つが潰れるということでございますし、さらに言えば先ほど漁業の話もありましたけれども、吹浦港に行くやっぱり重要な道路でございます。こういったことを考えれば、遊佐の観光事業、産業振興事業、いろんな形で影響があるかと思えますけれども、この辺しっかりと告知をしていただいて、トラブルがないように。特に町内の方々、地元だけではございませぬし、多少広範囲にわたっても、最低限町内の方々にはしっかりと告知していただいて、ここは通れませぬよと。きちんとした形で迂回路ではないのですけれども、浜に行くときはこちらを通ってください。さらに、しっかりとした形であそこから入れないようにきちんとしたやっぱり警備体制もしっかりしてもらいたいなと思うのですけれども、この辺今後いろんな形で詰めていくのかと思うのですけれども、その辺とにかく危険性のないような形でお願いしたいと思います。万が一のことがあると非常に大変でございますし、先日もしくらくらい通れないかなみたいな話は担当者の方と話していましたが、うっかり通すと蹴つまずいたりしてけがされて責任問題という形もなりかねませんし、特に橋の上でございます。何かの拍子で落ちてしまったりなんかすると、これまた大ごとでございますので、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。この辺は要望になりますけれども、しっかりとした対応、またスケジューリングもきちんと明確にさせていただいて、事故のないような形でこれから先将来に向けて遊佐町の観光を担う重要な橋を整備していただければとお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

委員長（高橋 透君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 先ほども言いましたけれども、工事についてはやはり何といっても安全第一、この工事でもってけが人が出るなんていうことは当然あってはならないわけですので、そこをまず第一に考えたいと思いますし、周知につきましても広報、ホームページ、考えられることをいろいろな広報周知を図る。そして、看板、現場にはやっぱり前もってこの期間、いついつからこの期間は通行どめになるというのを実際に使われている期間中、前もってお知らせをするような看板の設置、そういったものも検討しながら、より広い範囲に周知できるように安全な工事に努めていきたいというふうに考えております。

委員長（高橋 透君） これにて5番、赤塚英一委員の質疑は終了いたします。

2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） 私からも一般会計補正予算について質問させていただきます。

21ページのほう、農業振興費、負担金補助及び交付金の中に戦略的園芸産地拡大支援事業補助金1,235万2,000円ほどの減額、またその下に農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業補助金2万7,000円ほど減額になっております。初めに、まず戦略的園芸産地拡大支援事業補助金の1,235万2,000円です。この事業内容、また支援事業の利用状況などをお聞きしたいと思います。それにこの事業、当初25年度の予算書には載っていない事業であります。この名目が変更になったのか、またその時点での事業の変更等はあったのか、その辺もお伺いいたします。

委員長（高橋 透君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

まず最初に、名称でございますけれども、24年度まで産地拡大事業というふうな形で名称が違ってございました。同じ内容なのですが、ちょっとグレードアップした形で今回の戦略的園芸産地拡大事業というふうに名称が変わってございます。年度の途中といたしますが、当初予算を組む段階で前の名前使ったものですから、年度の途中で名前をこのように正式な名称に改めたということでございます。内容につきましては、園芸産地を拡大するために例えばパイプハウスですとかあるいは予冷庫、あるいはそういった園芸に関する施設等々を県が12分の5を補助いたします。町は12分の4、つまり4分の1を補助しまして、合計で3分の2の補助をするという事業でございます。今年度におきましてはユリ、それからパプリカ、庄内柿、こちらのほうから当初計画、要は申請がございまして、計画を組んでございましたが、ご承知のとおり夏の7月の雨で庄内柿がほとんど壊滅的打撃を受けたということございまして、今回庄内柿に関するいわゆる補助事業の取り下げがございました関係で、1,200万円ほどの減額になったということでございます。

委員長（高橋 透君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） ただいまの事業内容でありますけれども、柿のほうは状況によってキャンセルになった、そういうことでありますけれども、そのほかにパプリカ、ユリ等、この事業を使って行われているのだと思います。しかし、その中で応募者の要件であります。例えば個人でも支援を受けることができるのか、それとも法人と農協と団体でなければ支援事業等を利用できないのか、その辺応募者の要件についてお伺いいたします。

委員長（高橋 透君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） 対象者の要件につきましては、個人ではできません。3戸以上の団体というふうになってございます。当然その中で代表者の決まりがあるあるいは規約があるというふうな要件がつかますので、個人への支援はしてございません。

委員長（高橋 透君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） この事業であります、いただいた資料をうかがいますと、補助要件等の重要分野の優先採択というところがございます。そこには再生可能エネルギー設備導入がこれが重点分野の優先採択というふうになつておられます。例えばこれ農協等で再生エネルギー、また農業法人等で再生エネルギーをやるという場合に、さっき説明ありました3分の2の補助率、我が町では個人的といいますか、地域生活のほうでも再生可能エネルギー普及推進事業ということで予算が組まれております。同じ再生エネルギーですけれども、この支援事業、戦略的園芸産地拡大支援事業を使った場合は、3分の2で再生可能エネルギーの設備が事業が申請できるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

委員長（高橋 透君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） 今恐らくごらんになっているのは、うちのほうでお渡しした資料、平成26年度分ということでございますね。新年度において県のほうでこういった要綱をつくりまして、25年度までは再生可能エネルギーはたしかなかったやに記憶してございまして、今までも申請がなかったものですから、こちらのほうは、新しく26年度からの事業というふうに理解してございます。当然県の要綱がこういうふうなのであれば、それに沿った形でうちのほうでも、いわゆる県の12分の5に対して、さらに町が12分の4をかさ上げするというので、それは可能というふうに考えます。

委員長（高橋 透君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） 今農業新聞等にも農地の利用ということで太陽光発電等が掲載されております。農地においては、太陽光を設置した、その下を再利用として農地としてまた利用するという二重に所得が上がるような政策が組まれております。我が町でもこういうのをどんどん進めれば、農業にとっては活性化になるのだと思うのですけれども、何分農業法人、農協等、団体に対する補助事業であるという面から見てもなかなか個人には行き届かないのではないかと考えております。先ほどの戻るようでも、減額になった柿の施設の整備でありますけれども、この事業においては施設そのものには補助金がないというふうに伺いましたけれども、機械等の設備整備等はできても施設そのものには補助金としてこの事業では利用できないということでしょうか。

委員長（高橋 透君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） いわゆる建屋という意味の施設には、これは補助がございまして、いわゆる予冷庫ですとか乾燥機ですとか、あるいはパイプハウスはハウスでいいのですけれども、例えば大きい建物の建屋には補助がないということでございます。

委員長（高橋 透君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） そこで、先ほどその下の農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業であります。これは、やはり応募要件の中には農業協同組合等が入っております。そして、この支援事業には施設の導入等が補助対象になるようなこともうたわれております。例えば施設を移動するような場合、農協さんが

施設を補助を使って建設して、そこで事業を継続するというようなことが2つの支援事業を利用して可能なかどうか。施設は、農プロ支援事業ですか、農協さんのほう。それで、中の事業としては戦略的園芸産地拡大支援事業。事業名は違って1つの事業を起こすのに施設、また設備機械、それを同時に利用することが可能なかどうか、その辺伺いたいと思います。

委員長（高橋 透君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） 補助事業の性格にもよりますが、実は今のお話の柿の施設は前に別の事業、100%事業がありましたので、そちらでやろうかという話が実はあったのです。そのときに建物そのものはこちらの10分の10の事業で、中身はこちらのほうの今の戦略的ということで、県に伺ったところ、それは可能であるという回答でした。要は、同じものに二重の支払いとかならないという条件で。例えばこっちで補助する分はこの分で、こっちで補助するのはこの分というふうなものであれば可能というふうに県からはそういった見解を伺っています。ただ、今おっしゃった農プロです、創意工夫です、これとの組み合わせが可能であるかどうかをちょっともう一回県に確認しますけれども、基本的には補助する対象が違えばよろしいということでは伺っています。ただ、こちらのほうは3分の1事業ですので、補助率はぐっと落ちるということになります。ただ、なお今の部分については、もちろん県のほうに再度確認させていただきたいと思います。

委員長（高橋 透君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） 今農業は担い手支援ということで、また農地の集積等でこれからいろいろ動き始めるのだと思うのですが、やはりそういう補助金を利用した形での農業の活性化というのを考える場合、やはり農協とのタイアップというのですか、協力関係、とても大事なことだと思います。そこで、今現在きょうの新聞にも載っておりますけれども、千俵の会ですか、遊佐町でも協議会に参加したというふうな書かれ方なさっております。農協と行政とのかかわり方、これから今後どのような考えなのか、そこ伺いたいと思います。

委員長（高橋 透君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） 地域農業の例えば戦略、それは当然行政が主体となって考えていくべきだろうと思います。ただ、その際にも当然農協というのは実際担っている一番大きな農業者団体でございますので、それとの関係を密接にしながら、遊佐町の農業戦略を組んでいくというふうに思っております。千俵の会につきましては、今後5年後には農業者団体みずから自分たちの意思で、いわゆる米の生産量とか転作面積を自分たちで決めていくと、調整していくということを見据えた上での恐らく大規模農家の集まりだろうというふうに理解しております。その際、要は5年後にはそういった1,000俵以上の方が集まって、例えばそういった人方を中心にして米を生産していくと。あるいは別のグループは野菜であるとか花に特化していくというふうな形の、いわゆる大規模農家を集めて米は米あるいは野菜は野菜というふうな形の一つの方向性を示すものかなというふうには思っております。農協とはこれまで以上に密接につながっていく必要があるのだろうと思いますし、特に遊佐町におきましては遊佐町と農協と生活クラブ生協、新たな共同宣言も結んでいるわけですので、それらの3者の結びつきというのはより一層強くしていかないと、今後の大幅に変わる農政に対応していけないのかなというふうに思いますので、より以上に密接な関係をつくっていきたいというふうに思っています。

委員長（高橋 透君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） 大規模農家、担い手農家の支援は、そのような形で行われると思いますけれども、それに漏れた人たち、小規模の農家たち、やはりその辺を補助金も何もないのだよという、あなた方はあともう自由にやってくださいではもっていきませんので、やはり小さいところをいかに大事にしていくか。農協さんでもそうかもしれませんけれども、不動産というものは持ち主がかわっても動かないわけです、田んぼは田んぼで残っているわけですので、誰かがつくればいいというような感覚ではなくて、そこにはやはり人間が住んでいる以上、耕作できるような環境づくり、それを忘れないで行政では行っていただきたいと思います。

そこで、ちょっと余談に、外れるわけではないのですけれども、漁業の後継者の話も出ましたけれども、農業の後継者の話も先ほど出ました。きのう産業課から資料をいただいたのですけれども、好適環境水です。テレビでやっておりました好適環境水、魚工場ということで、山でもヒラメの養殖ができるとかマグロができるとか、とても先進的なテレビをやっておりました。やっぱり漁業もとる漁業からつくる漁業と、そういう頭の回転をちょっと戻すような発想を持って後継者育成当たるべきではないかと私は考えております。藻場もそうでありますけれども、カキの漁礁もそうあります。やはり海でとった次をおかで育てる、そういうこともあっていいのではないかと。それが漁業の後継づくりにもなるような感覚で、行政でも少し情報提供をお願いしたいと思います。そういう後継者の育成についてどうお考えでしょうか。

委員長（高橋 透君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） ご提言ありがとうございます。おっしゃるとおりかと思しますので、本当今後農業、農林水産全てですけれども、頭を切りかえて後継者の育成に当たっていきたいというふうに思います。なお、ちょっとその前の話でありましたけれども、ちっちゃい農家の話も出てきましたので、5年後に農政が大きく変わるというのは、もう既に皆さんご存じだと思います。まだなかなか詳しい要綱等々出てこない中で、今各市町村悪戦苦闘しているわけですが、うちのほうとしてもこれから5年後を見据えた形でいろんな形のシミュレーションを組みながら、どういった段階ではどのぐらいの所得になるとかも含めた形で、今後大きい農家は大きい農家なりに、ちっちゃい農家はちっちゃい農家なりにというふうなことで、遊佐町のあるべき農業の姿というのをつくっていく、そういったプロジェクトをこれから立ち上げる予定になってございます。その中で例えば農地は、農地中間管理機構というのが今度できますので、そちらのほうに有利な形で法人なりあるいはグループにちっちゃい農家をかしていくとか、その中であるいは法人化していくということも一つの方法なのでしょうし、そういった形で農業のほうは取り組んでいきたいというふうに思いますので、それとあわせてただいまの後継者問題、農林水産、確かにいづれをとりましても厳しい状況には変わりありませんので、発想を切りかえた形で、確かにおっしゃったとおり海のを山で育てるですとか、逆に山のをまた海に持っていくとか、そういった相互に連携をとりながら後継者を確保していきたいなというふうに思っております。

（「終わります」の声あり）

委員長（高橋 透君） 7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君） まだこれからいろいろと発言なさらぬとする方おられると思いますので、私は2つほどお尋ねをしたいなと、こんなふうに思います。

まず1つは、2つとも教育委員会、教育課のほうなのですが、一般会計の補正のほうの25ページにあります。教育振興費、その15節に工事請負費100万9,000円、施設改良工事費というのがございますが、これについて説明をいただきます。

委員長（高橋 透君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） お答えいたします。

これは、吹浦小学校の場所的には教職員の昇降口といいますか、そこを上がったあたりのところにシャッターを取りつけるということでございます。その事情は4月以降になりますと、今現在使っております吹浦まちづくりセンターが解体をしまして、名称的には防災センターというようなことで建てかえになっていくわけです。そのようなことで吹浦の放課後子ども教室を使っていく場所がなくなるというようなことがありますて、いわゆるほかの場所でどうかにならないかといったときに、吹浦小学校の一定の部分そこに当てるとというようなことで、地元の方々との協議の中で先ほど申し上げましたシャッターをおろしまして、東側の部分といいますか、体育館のあるほう、こちらを放課後子ども教室に利用していただくスペースとするというようなことで、どうしても吹浦小学校全体をとということにはなりませんので、そこに一定の仕切りをつけるということが必要なため、これも当初は新年度入ってすぐというような思いではあったわけですが、前倒して3月中にというようなことで今回計上させていただいたところでございます。

以上です。

委員長（高橋 透君） 7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君） 今来年度、26年度の予算、前倒ししてこれに入れたいのだということでの、いわゆるシャッター設置工事ということの説明でありました。というのは、よく学校の改築等々、ずっと進んでいく折にいわゆるインテリジェントスクール構想。いわゆる学校施設は、学校の児童や生徒、それから教職員のためならず、やはり地域の人がいいろいろ活用することにも目的を持ってもいいのではないかとというようなインテリジェント構想が入りました。ということは今課長から説明があったように、吹浦地区は放課後の子ども教室をやっております。というのは、今はまだ防災センターという名称ではないのでしょうかけれども、あそこがいよいよ取り壊しということの現況の中で、やはり小学校施設の一部をそういった活動に当てる場所をつくるのだということだと思います。ということであれば、やはり今あなたからもあったように、学校施設全体をやはりそういったことで使うことはできませんので、いろいろシャッター、いわゆる区分をして、この区内であれば学校施設内を使用してもよろしいですねというようなご判断のもとシャッターを取りつけて、こっちから先は学校施設としては使用がかないませんねという部分と子ども教室のときにはこの範疇の施設であれば大丈夫ですねということなのですよ。ということは、シャッターを取りつけるというのはこの目的だけではなくに、またほかの目的なんかもあるのでしょうか。

委員長（高橋 透君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） 特にほかの事情も加味してその場所にシャッターをとということではございません。

委員長（高橋 透君） 7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君） 自分自身も吹浦小学校入って即左側のほうに職員室なんかあるから、そういったあなたの説明で学校の形態、いわゆるつくりというのは大体はわかっておりますが、いわゆる自分自身は

ただ1つの目的だけではないし、これは考え過ぎなのかもしれません。いろいろ以前マスコミで新聞等にも出ました、ある個人開業医のところが火災に遭って防火シャッターが閉まらない、そんな状況の中で大分皆さん入院なさっている方が亡くなった事件がございました。そういったことなんかも鑑みたときに、あつてはならないけれども、有事の際、昔から学校には防火扉というのが、例えば教室のほうから体育館へ行くところにあつたりとかいろいろこういった施設はありましたけれども、今回もいわゆる子ども教室にあらず、そういった範疇、考え方まで含めてそういったシャッターというものをやはり設けるべきだということだったのかなと自分が勝手に推測をしておりましたが、そういうことではないということでありましたので、ではシャッターという施設でなければいけなかったのかな、仕切りというのは、というような考えも出てくるわけです。こうやっていわゆる100万円という工事費用を繰り越しをしての体制に入るわけですから、そんなことでシャッターにあらず、いろんな考え方が意見としては出たよということなんかも現状にあつたのでしょうか、シャッターに行き着くまでは。

委員長（高橋 透君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） そのような多方面にわたる事情というようなことは、直接私のもとには入ってはきておりません。

委員長（高橋 透君） 7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君） 何か自分自身も考え過ぎかなと今申し上げましたけれども、何かもっとさまざまな観点の多面的なところから考えてシャッターというものを取りつけたのかなというような、そういった希望的な思いがありましたから、あなたの単純明快のありませんというようなお言葉でありましたので、理解できました。

ではもう一つ、第3項の中学校費の中に学校管理費の節が13節が委託料で設計監理委託料等、15節が工事請負費、施設改良工事費ともにマイナスであります。内容的にはちょっとわからないからお聞きするのですが、180万円の委託料のマイナスと工事請負費の270万円のマイナス、これちょっと説明してください。

委員長（高橋 透君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） お答えいたします。

最初の委託料の180万円のほうですけれども、内訳としましては130万円ほどが26年度工事を予定しております中学校の体育館から部室棟につないでいる廊下があるわけですけれども、廊下の屋根が漏水といたしますが、雨水がしみ通ってくるといったようなことなんかがございまして、屋根の改修工事などを26年度に実施予定でございまして。その実施設計を今年度中に行うというふうなことでありまして、実施設計が完了いたしました。年度当初の予算計上で概算的に工事費を見ておったのとは、実施設計を組んだところ、当初予算よりは随分といたしますが、予算よりは低く設計額として終わったというようなことで、それに伴っていわゆる設計委託料につきましても合わせたような形で減じるということになりまして、130万円ほどの設計委託料が減額であります。あと50万円ほどは、ゆざ交通への自動車運転業務委託料というふうに当初予算で計上しておりましたが、年度途中でご案内のように形態が変わったわけですので、自動車運転業務委託料を精査をして今回減額措置をするというようなことで、合わせまして180万円の減額でございまして。15節の工事請負費のほうでは、25年度で実施をしました体育館の屋根、いわゆるオーバーラーフ工法というようなことでやったわけですけれども、これについては単純に入札をした結果の請負差

額というようなことで、最終的に今回差額について減額措置をさせていただいたというようなことでございます。

以上です。

委員長（高橋 透君） 7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君） いわゆるこういった工事にかかわって、例えばこっちのほうの体育館の漏水なんかはもうできた状況のもの。それから、180万円のうちの130万円の件は26年度に行うべき、そういったことの対応の中での予算をいろいろ設計の段階で検討してみたところ、そんな当初予算ほどこからぬだろうとのことでの130万円の減額でありますけれども、いろいろ減額に対して余り、プラスになったことに対してはご意見がいろいろありますけれども、マイナスということでいわゆる当初予算から減じられたということに対して余り強い意見というのは出ないのが普通なのです。ところが、今いろんな分野のこういった工事等々、皆さんご存じのようになかなか人件費、資材等々が上がって、特に3.11に端を発するあの地域、地域なんか事の進みが大変悪い、そんなことなんかも言われております。例えばこういった工事なんかの場合でも当初予算という、設計屋さんがこういうようなことで当初予算を考えて設計段階で組んでみた。ところが、やはり検討をしてみたところによると、これだけ要らない、かからぬだろうと、そういったようなことというのは今申し上げた世の動き、工事に対する人件費とか資材費とかもろもろの動きからしたときには、大変ご時世としては珍しい。それも13万円ではありません。当初予算の設計幾らかわかりませんが、130万円の変更というのは大変大きい。私は、廊下の体育館から部室廊下、屋根等の改修の設計にしては大きい設計の変更だと思う。だから、そういったことでの何が当然発注してお願いした所管に対して、こうだから減額をしますよというような説明がありますよね、必ず。そういった説明は、例えば130万円の設計の委託料についてはどうだったのですか、どういう説明だったのですか。

委員長（高橋 透君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） お答えいたします。

いわゆる先ほど実施設計が完了したということではございますが、年度当初の予算計上時にこの工法でいくというふうに確定した内容で予算計上ができる状態ではなかったということが1つございます。そして、その後いろいろ検討も重ねた中で、そういう意味では当初予算というのはある程度幅を持たせた予算措置というようなことがあるわけですけれども、その後検討を重ねた中で改修工事のやり方が当初はいわゆる通路をわずかの距離であっても移動しなければならぬのではないかと、こういう想定がございました。今のようにくっつけているというままでやっては、いわゆる体育館から落ちてくる雪の対応について考えたときにはいかがなものかというようなこともございまして、わずかの距離であっても切り離して独立したといったような考え方の線が色濃かったわけにありますけれども、その後協議をしていく中でそこまでは至らなくても、何とか現状の屋根の、体育館と付着しているといいますが、その位置を変えろというようなことで可能なのではないかと、そういう結論に至りまして、そして具体的な設計を組んだと、こういう内容でございます。

委員長（高橋 透君） 7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君） 今あなたから説明あったことを簡潔に伺います。何回ぐらい当初予算からこの段階まで来るまで説明及びいろいろこのことに設計のことについて話し合いがなされましたか。

委員長（高橋 透君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） 少なくとも3回以上は、そういう協議はあったというふうに記憶しております。

委員長（高橋 透君） 7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君） 要するにいろいろ検討に検討を重ねて、このことだけについても3回ほどは集まったと、そういった説明を受けたと、最終段階のこのことに至ったのだということを、今私も3回ほどこのことについて集まったということであれば、説明もあったということであれば、いわゆる十分なる検討に検討を重ねてこの結論に至ったのだな、そんな思いはいたすような気がいたします。その下のやつ、体育館の屋根の、いわゆる雨漏りの工事です。オーバーーフ工法でやったと。これ工事請負額は、自分もひとけば当然そういったことの中で用意するのは当然だったかもしれませんが、幾らだったのですか、工事請負額。

委員長（高橋 透君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） 今手元に持ち合わせはございませんが、2,000万円台だったと記憶しております。

委員長（高橋 透君） 7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君） 2,000万円台だったと記憶しておりますという説明でございますが、いろいろ契約に入って施工して完成検査を受けて、これでよろしいですねというようなことでいろいろお互いが確認して、事の完成を相互に確認できるわけですけども、例えば以前も何かの工事の件で聞いたことがあるのです。いわゆるこの工事に対して私の会社は、こういった工法をもってこの金額で完了しますということであるわけだ。それに対して以前何年前だったかはちょっと記憶にないのですが、トレーニングセンター、雨漏り工事に入りましたと。だけれども、3年ぐらいで雨漏りまた出ましたという状況がありましたよね。そういったことなんかは町としてはその当時は、そうか、それはやっぱり雨漏りまた見てもらわなければ、直さなければというような状況でまた入ったのです。自分は何を言いたいか。いわゆるあなた方の工事施工がよくないからこうなったのでしょうか、瑕疵は取らないのです、遊佐町はなかなか。今回の雨漏り工事に対しても、いわゆる工事の施工業者に対して瑕疵は取るような契約はなされたのでしょうか、伺います。

委員長（高橋 透君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） お答えします。

一般的な工事契約の契約内容の条項でございますので、委員が想定しているような内容の瑕疵まで取るということにはなっていないかと思えます。

委員長（高橋 透君） 7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君） あなたは、本当に真つすぐなお気持ちの方ですから、先ほどから単刀直入に真つすぐお答えをしていただき、これは大変私としても心地いいのか、何かちょっと複雑な思いなのですが、でも、やっぱりこれはいろんな所管においていろんな工事に携わるケースがたくさんある。やっぱりこれは、市はもちろんのこと、他町の事例なんかも少しいろいろと捉えてみてください。普通の民間の工事であれば、例えば極端にわかりやすい話すれば、うちを建てた、施工業者はこういう施工業者だ。次の年とか2年、3年たったら雨漏りしたとかどこかが壊れたのだ。それは、当然もう業者の方が修理しま

すよ、無償で。そういった責任を持つのです、工事をやるというのは。だから、そういったことをやっばり遊佐町としても当然そういったものは重き、重き、町民の血税も伴っているわけですから、考えるべきだと私は思います。そういったことをひとつ参考になさってください、26年度の。

終わります。

委員長（高橋 透君） これにて7番、佐藤智則委員の質疑を終了いたします。

10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） まず、14ページの財産収入で利子及び配当金で、遊佐町総合交流促進施設の配当金が何かゼロだったということなのですけれども、この経営状況について伺います。

委員長（高橋 透君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

初めに申し上げておきたいと思いますが、株式会社の経営に関する第三セクターとして発足をして以来、その経営なり取締役会あるいは総会、一連のそれらの会計、関連事務につきましては、ガバナンスということも含めて産業課が所管でございます。ただ、主に町の観光施設を指定管理していただいているという立場の者として、例えば今回の議案にもなっております来年度以降の指定管理の更新に当たっての指定管理審査委員会等に携わって経理の状況、決算の状況を確認しておりますので、今わかる範囲での説明をさせていただきたいと思います。株式会社の24年度、昨年度の決算につきましては、去年時において会社の総務部長さんのほうからも全協での説明あったとおり、赤字の決算ということでございます。今年度もかなり厳しい状況で2期連続の赤字決算の見込みという形での報告を伺っております。

以上です。

委員長（高橋 透君） 10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） 2期連続の赤字の模様だということのようです。赤字といってもどのくらいの赤字だったのか。今年度は見込みで出すしかないのでしょうかけれども、その辺ちょっと伺えればと思います。

委員長（高橋 透君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

昨年度第17期になりますが……少々お待ちください、済みません。

委員長（高橋 透君） 暫時休憩します。

（午後2時16分）

休

憩

委員長（高橋 透君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時20分）

委員長（高橋 透君） 10番、斎藤弥志夫委員への答弁を保留しておりますので、企画課長より答弁を願います。

企画課長（池田与四也君） 大変失礼をいたしました。

24年度の決算状況につきましては、手元の損益計算書によりまして278万3,000円ということで確認をいたしました。赤字ということで確認をいたしました。

以上です。

委員長（高橋 透君） 10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） 24年度は、278万円の赤字決算だったということのようです。ことしもまず、25年度も赤字になる見込みだというわけですよ。配当金がなくなったということですね。当初ここは、配当金はある程度出していましたよね、町のほうに。出していると思いましたがけれども。今回は、ゼロになってきたと。こういう赤字決算というものをどのように考えているのか伺いたいと思います。

委員長（高橋 透君） 時田町長。

町長（時田博機君） 代表取締役を務めていますので、全体的な町の行政という形ではなくて、総合交流促進施設株式会社第三セクターの赤字決算について何の理由かということの説明させていただきます。油が非常に高騰していたということが一番大きな、水道光熱費からほとんどもがれていったということが24年度の主な原因でありました。それからもう一つは、売り上げはそれなりに頑張ってくれているのですが、それ以上に経費のほうで、水道光熱費がかかっているということが主な原因でございます。かつては私が就任する以前は、常に5%の配当という形で配当していましたけれども、私から見れば赤字の会社が配当を行うということは、それだけまた赤字幅をふやすということになりますので、決算状況について常に5%していましたが、私から見れば200万円しかもうからないのに10%配当したときもありましたけれども、どうも考えようが間違っていると思います。総経費とかいろんな形で見て、黒字のときはそれは当然配当はあるのだけれども、民間の会社で感覚でいけば、赤字決算の場合は配当なかなか難しいというのは、それ普通のことではないかと、会社の経営者としてはそのように思っています。それなりに私に責任はあると思っておりますけれども、いつでも右肩上がりを見込んで売上げ想定と、そして指定管理を受けるに当たっての指定管理料を出さないという町のスタンスだけが非常にウエートを占めておったのですけれども、5年間、6年間の経費と純利益をずっと見比べると、常に計画より2,000万円ぐらいマイナスになると、指定管理を受ける前提に当たっての。そういう計画のずさんさを私自身は非常に残念に思っています。

以上です。

委員長（高橋 透君） 斎藤委員、所管になりますので、質問を変えてください。

10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） 今私がこのことについて質問をしたのは、きのう常任委員会で産業課長のほうに一通りは伺ったのですけれども、どうも自分の答えるようなことではないようだと思いをそのときももらいましたので、まず補正の委員会で、では質問させてもらうかということでもって質問をしたということです。ですから、私から言わせれば、それなりのまず質問先というものを考えた上できょう質問をしたということでしたけれども、それでもまだ所管のことだということになれば、これでやめますけれども。次に移らせていただきます。

（「施設のことで」の声あり）

10番（斎藤弥志夫君） 施設のことでですか。

(何事が声あり)

10番(斎藤弥志夫君) 観光施設。だとすれば赤字決算ということで、赤字決算の会社に配当はないのだよと、当たり前だと、私もそれは常識だと思います。ただ、この施設内で常に赤字にまづなっている施設もあるのではないかと思うのです。そういう施設がもしあるとすれば、そういう施設をこれから社長、油の高騰が一番大きかったと言っていますけれども、その辺は誰もわからない面もあるわけですが、恒常的に赤字決算を続けていくだろうと、相当な角度で見込まれる施設がもしあるとすれば、それもやっぱり今後もずっと続けていくという考えなのかどうか、そこだけでもまず1点伺いたいと思います。

委員長(高橋 透君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 総合交流促進施設株式会社にはいろいろな施設がありますけれども、概して申せば温泉施設、そして宿泊施設等については、基本的に完全に赤字体質、これは発足当時からずっとそういう体質で来ていたということは間違いのない事実です。直売でふらっとでもうけたそれで何とか助けようやという形で、最初は観光施設特別会計で7年間やってきました。ちょうど斎藤弥志夫委員と私は同期ですから、議員の時代に遊楽里という施設が始まったわけですがけれども、最初の7年間は観光施設特別会計。だけれども、それで立ち行かなくなって、ふらっとから助けていただかなければどうしようもならない状態になってから、会社が一つ遊楽里も大平山荘もみんな管理を委託をしてからちょうど10年になります、17期ですから、25年で。その間でも基本的な体質は、全く変わっていませんでした。逆に言うと、ふらっとの皆さん、産直とか浜店とかいろんな使用料を払っていただきながら直売とか頑張っているのだけれども、なかなかその従業員の待遇改善にも使えない。パソコン等いろんな形、車等も後回しという形でずっとずっと負荷をかけてきたというふうに思っています。基本的に何年間のデータしっかり見れば、私はわかると思うのです。ただ1つ、自分が就任してからは、広告宣伝費とかかかって1,000万円使った時代もありました。接待交際費250万円、60万円使った時代もありましたけれども、自分就任してからは去年の広告宣伝、24年決算では多分百何十万円、130万円ぐらいですか。接待交際費については50万円ぐらいで、47万円とか四十何万円とか60万円ぐらいで抑えているはずですよ。できれば広告宣伝費プラス接待交際費使った分ぐらいの赤字は常に出したいものだという形で努力をしてきたのですけれども、なかなか東日本大震災以来のダメージというのですか、かなりそれが大きく、なかなか黒字化できないというのが現状であります。これについて私は、26年度に大きな見直しを行いたい。そうしないと、あれだけの人数、雇用が守れない。85人ぐらい今職員抱えているのでしょうか。その待遇も非常に安い。そこら辺の職員、幾ら働いても昇給しない、若いうちは非常に安く使われているという職員に対して、どのような働き場を守るかという視点ももう一つ考えていかないと大変なことかなと思っています。

以上であります。

委員長(高橋 透君) 10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) 町長もいろいろ広告宣伝費を抑えたり、いろいろ経営の努力はしているのだという話で、私も経営姿勢はもっともだと思うのです。ただ、そういう姿勢を貫きながらも、数々ある施設の中でどうも黒字に転換できそうもないような施設があるという場合に、そういう施設に対してどうするのかと、そこを伺いたかったのです。もうちょっとそこについての姿勢を明確にいただければと思うのですけれども、よろしいですか。

委員長（高橋 透君） 時田町長。

町長（時田博機君） 施設については、さきの臨時会でも何で60人のとりみ荘の建てかえが120人だったかという伊藤委員からそんな質問もありました。当時私も議員でしたから、何でそんな大きいのできるのだというのは、この議場で言ったことを私だけではなく、議事録にも残っている人がいると思います。だけれども、今ある会社の中で宿泊施設全くなければ、ではこの町の観光に対して鳥海山観光を発信するときに、ではなくていいものなのかということもふつと振り返ってみなければならないところもあるわけで、現状引き継いだ者としてはやっぱりそれらの振興、これらを拠点にした活動も絶対必要だというような認識をしています。何でかというと、鳥海山展示ホール、かつては目玉で大変な立派な施設をつくったのですけれども、そのうち物置で椅子をただ置いておくような物置に使われた時期もありましたけれども、今は映像とか見て遊佐町、歴史とか観光とかいろんな発信ができるような施設をやっとリニューアルすることができました。あれらの施設がなければ、我が町に訪れて冬場の本当吹雪の時期とか夏の雨が長く時期、遊佐町って何も町の観光発信の見れるものがないのですよねという形ではなくて、遊楽里の展示ホールなんかの位置づけから見れば、非常に私は町を知らない方でもあそこに行けば鳥海山とか歴史、文化が発信できる一つの拠点を持ったという意味でいけば、非常に大きなウエートを占めているのであらうと思っています。あの施設ができてから、実は町としてはあの施設に関する補助等は一切出しておりません。だけれども、いつでも時間中には見れるように、そして町の発信ができるようにという形の配慮をさせていただいたというふうに思っておりますし、ああいう前向きな発信の施設を経営が全て苦しいからといって投げ出してしまうということが果たして町として可能なかというのは、しっかり守るものは守るという視点において続けていかなければならない選択もしなければならぬと思っています。

以上です。

委員長（高橋 透君） 斎藤委員、この件に関しては一般質問でお願いします。補正予算審査に戻ってください。お願いします。

10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） では、次の15ページの雑入のところで、観光開発公社の清算金ということで3,287万円が出ておりますけれども、これについて清算に至った経緯などについて伺いたいと思います。

委員長（高橋 透君） 時田町長。

町長（時田博機君） 清算に至った経緯というのは、平成20年の2月で観光開発公社の理事会を開催して、財団法人遊佐町観光開発公社は一般財団法人としては存続できないであらうと。なぜかという、収益事業を行っているから、公益的な財団としては認められないであらうと。一般財団法人しか存続できないのであれば、解散をしたいというふうにならうと私が就任をする1カ月ぐらい前に決定したことを私は粛々とそれをルールにのっとり解散に導いてきたということでございます。

委員長（高橋 透君） 10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） 了解いたしました。20年のころにもう解散することを決まっていたので、今それを実行したというだけだということでしたわけですね。はい、わかりました。

では、もう一点だけ伺いますけれども、26ページの学校給食について管理システムというのがあるので、すけれども、これも所管といえば所管なのですからけれども、教育課長のほうから言われたのですけれども、

どうも自分の答えるようなことではないようだ。だから、きょう聞いてくださいということだったので、それで伺います。今西遊佐と稲川が藤崎小学校ということで統合になるわけです、4月1日から。そうしますと、給食の今係の方がどっちの学校にもいるわけです、今現在。それ統合した後、今職員の方々がそのまま合わさったような形で新たな小学校でも給食業務に当たっていくのかどうなのかについて伺いたいと思います。

委員長（高橋 透君） 総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 人事配置の関係についてのご質問かと思しますので、私のほうから答えさせていただきます。

最終的に人事配置、人事異動に関しては、町長の判断で配置をするということで、今月にも今年度26年度に向けての人事異動の内示を予定をしておるという状況でございます。これまで人事異動の内示につきましては、教育委員会部門につきましては教育委員会で素案といいますか、一定の意向を持っていただいて、それを人事担当のほうに伝えていただくと、具申していただくというようなことで受けてございまして、おおむねその内容でこれまで人事異動の内示、異動については対応してきたところでございますので、今回につきましても教育委員会の意向を十分踏まえながら人事異動の内示に当たりたいと、こういうふうにして考えているところでございます。

委員長（高橋 透君） 10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） 人事異動となるとまだ公表できないということなわけですが、新年度分につきましてはそういうことなわけ。というのは、ちょっとやっぱりただ単に合わせたような形ですと、ちょっと人員が私は余計になるのではないかなと思っているのです、どっちかという。そういう場合どう対応するのかと思ったものですから伺ったのですけれども、まだ公表できないような状態だとなれば、ちょっと私の質問も的を外れていたようですので、まずこれで私の質問は終わります。

委員長（高橋 透君） 10番、斎藤弥志夫委員の質疑は終了いたします。

9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 20ページの貸付金で180万円の減額計上されております。これは、看護師の条例できまして、貸し付けの募集を今年度から始めたと思うのですが……

委員長（高橋 透君） 4ページですか。

9番（土門治明君） これの応募者がいなかったということで減額計上になったのか。それで、その辺の事情を伺いたいと思います。

委員長（高橋 透君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答え申し上げます。

委員おっしゃるとおり看護師さんの貸付金に対する応募者が残念ながら25年度おられませんでした。したがって、この分一応減額ということをお願いしているところです。なお、この制度につきまして25年度から、24年度の終わりのほうで3月の議会ですか、最終的には決まったわけですけれども、それから動き出したわけでございます。その時点では、もう既に25年度の予算の範囲の中では、ほとんど皆さん、どこかの医療機関との提携の学校の中で奨学金をもう決めていたというようなところがございまして、なかなかこちらのほうでいろいろとその時点で私が来てから、4月、5月ぐらいにも各学校を回りながら動いた

のですけれども、それはもう既に決まっていたということで、なかなか今回応募者を募ることができませんでした。

以上でございます。

委員長（高橋 透君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 事情はわかりました。スタートした時期が途中で半端な時期だったものだから応募者がいなかったということですよ。来年度は、今からもう応募とかそういうものは今、では来ていると思うのですけれども、来年度の状況というのはまだ二、三人はいるのでしょうか。

委員長（高橋 透君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答え申し上げます。

結論からいいますと、今現在申し込みはございません。申し込みの用紙等についても広報なりで今やっています、これからもやりますけれども。実は、25年度の最初のことがありましたので、もう夏休み前に1度各学校のほうにご挨拶なり、こういう紹介をしてまいりました。それから、その後各看護師養成学校のほかに各高等学校のほうにもこちらのほうで紹介をしながら訪問させていただきました。そういうことでいろいろと各学校のほうにお話をしたわけですが、なかなかそういう看護師になりたいという方の行く先々には全て大きな病院が、それで奨学金を有しております、そういうところで必ず受けると。そこで卒業すると、またその病院のほうで何年間というような条件つきがありまして、なかなかこちらのほうの奨学金を受けるとい方がいないようでございます。ただ、町のほうの制度としまして、どこから奨学金一つ受けておいても、町のほうでも上乗せで奨学制度をお貸しすることはできますよというような内容でございます。なおかつ卒業してから3年間、新しい東京のほうというのですが、最新の技術の中で看護業務をやってきて、それで3年目に町に戻ってきて、また町のほうで医療に従事するというようなことがあれば、奨学金の納付については免除ということもあるというPRもしておりますけれども、それでもなかなか今のところ申し込みはございません。

委員長（高橋 透君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 金額が少ないからではないですか。応募者がいなければ、やはり金額をもう一回再考して応募者が出るようにするべきだと思います。私の持ち時間ちょっと過ぎましたので、私のほうはこれで終わります。

委員長（高橋 透君） 9番、土門治明委員の質疑は終了いたします。

11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 私からも時間が時間ですので、おおむね3時ごろまでということで2問だけ質問させていただきます。

22ページの商工費、4目の企業開発費、19節の負担金及び交付金の中で、先ほど13番の伊藤委員からも質問がありましたが、1,000万円、社宅整備支援事業補助金、23戸分という説明がありましたが、内訳をお願いしたいと思います。

委員長（高橋 透君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

この補助金につきましては、企業誘致及び定住化増加のために社宅を建てる場合に補助するものでござ

いまして、今お話あったとおり1戸当たりまず60万円で限度額1,000万円というふうに見てございます。現在大阪有機化学工業さんのほうから申し出がございまして、その内訳ですけれども、敷地面積で1,419.77平米でございます。延べ床面積で1,536.60平米。総戸数が23戸、5階建てでございます。1LDKが18戸、2LDKが1戸、3LDKが4戸というふうに伺ってございます。

委員長（高橋 透君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 今内訳を説明していただきましたが、企業誘致のためだということで社宅1戸60万円の補助金だということで、面積も1,419.77平米、5階建てということの説明でしたが、これはこの補助金は社宅整備とあるが、社宅しか支援できないのか、その辺はどうでしょうか。

委員長（高橋 透君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） 現在のところ、この間全員協議会でもお話いたしましたとおり、社宅ということでは考えてはございます。

委員長（高橋 透君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 社宅しかということは定住対策というふうに考えられるわけなのですが、実は湯ノ田温泉の一部が売りに出されているそうです。企業が買収し、保養施設を建設した場合は、この社宅補助金が該当になるのかならないのか。そして、施設の大きさなど先ほども説明がありましたが、それなども関係あるのか伺います。

委員長（高橋 透君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

まず最初に、大きさ、規模でございますが、特に規模については要件は今のところつけてございません。ただ要綱、これからきょうの審議通った後、すぐ手続入りますので、まだこれから若干の手直し等々はききますけれども、規模につきましては特に今のところ要件はつけるということでは考えてございません。一つ、社宅ではございますが、社宅等というふうになるのでしょうか。社宅以外のものを特に否定することではございませんので、あらゆる可能性は否定するつもりはございませんので。ただ、あくまでもこの要綱は企業誘致に有効であるか、それから定住政策に有効であるかという2つの基準を満たすものというふうに考えてございますので、ただいまのお話、まだ具体的な提案受けてございませんけれども、例えばそういう話あるのであれば、今の2つの基準に照らし合わせて、この要綱ではそれでどうかというふうに決めることになろうかと思えます。ただ、いずれにしても我々定住化というのを目的としまして、そのためにいろいろ企業誘致で出すとかいろんな政策打っているわけでございますので、もし今の保養施設というものが定住化には有効であると。しかし、もっと企業誘致という面ではなくて、別の方面で有効なものであるということであれば、そちらの方面の関係機関ともいろいろ調整をとりながら、別の例えば支援策がないか、今回の企業の支援でいけるのかという調整をとりたいと思えますので、もしそういった事例ございましたら委員の皆さんからもいろいろ教えていただきたいし、ご協力いただきたいと思えます。

以上です。

委員長（高橋 透君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 保養施設であっても、これは定住化にはつながらないかもしれませんが、交流人

口にはつながるのではないかと。そして、そういう施設がもしできた場合は、管理者、管理員が1人か2人夫婦で置くのか置かないのかわかりませんが、そういう人たちは定住人口になるのではないかと、そう思います。よろしくお願ひしたいと申します。

また、きょう工事現場に行く機会がありました。そして、建設用地には20メートルぐらいのコンクリートのくい、このぐらいのやつを打っていました。打ったって、つち打っていたのです、くいを。そして、23戸の人たちが定住してもらえると申すことで大変よかったなと申してきました。将来はずっと固定資産も入ってくるわけなのです、建物自体からは。ですから、補助金はただではないと、一方通行ではないのだということを13番の委員にも私はしゃべりたくて、これを質問したわけなのですが、これからも補助金はどんどん出して定住してもらったほうがいいと申します。その辺が得策だと思うのですが、課長はどのように申しているか、その辺はどうですか。

委員長（高橋 透君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

1つ、今のお話伺いまして定住化ということていいますと、今のところ大阪有機さん、従業員全部で40人ほどいらっしゃいます。うち3分の2ほどが遊佐町ということですが、残りの十二、三人、いわゆる大阪のほうからいらっしゃって、酒田のほうにアパート借りているということで、全てこれが今社宅ができますと、その方々がいらっしゃって、ご家族連れですと当然2人、3人家族がいるわけですので、そういった意味でいえば、かなりの定住人口の増にはなるのではないかなというふうに申してございます。また、これからこちら遊佐町のほうに来たいとあるいはこちらから勧誘する場合、そういう制度もあるのだということて、かなり誘致が有利に進めるのではないかなというふうに伺ってございます。先ほど町長の話にもありましておあり、今もう全国的にそれこそ誘致合戦とい申しますが、かなりの皆さんお金をかけていらっしゃる、金、では幾らかければいいのかというようなこと別問題ですけれども、とにかくみんな血眼になっていろんな税金をかけながらそうやって企業を呼んで地域を活性化し、定住化させていくということてございますので、このお金はそういった有効に活用できますように我々も最大限の努力をいたすつもりでございますので、よろしくお願ひしたいと申します。

委員長（高橋 透君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） この辺についてはこれで終わりますが、よろしくお願ひしたいと申します。

あともう一点、道路橋梁費、18節の備品購入費、350万円減額の除雪機械購入費の内訳、お願ひ申します。

委員長（高橋 透君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答え申します。

当初予算2,000万円に對しまして350万円の減ということになりましたけれども、当初はタイヤドーザを2台更新をする予定で向かっておりましたけれども、小型除雪ロータリー車が破損してしまつたために歩道除雪はどうしても必要なものから、そこを購入をまず決めました。そうすることによって2台のドーザは購入はできないとなると、ドーザが1台という形に変更させていただいて、新車で購入したのがドーザ8トン級1台、そして小型ロータリー車1台。そして、残金を使いまして県のほうから中古のドーザを購入をいたしました。13トン級でございます。かなり大きいドーザでございますけれども、これを購入をいたしまして、合わせて1,650万円、残り350万円という形になります。

委員長（高橋 透君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 2,000万円の予算のうち1,650万円使って残が350万円だということで、はい、わかりました。

ところで、除雪ドーザの格納庫、旭ヶ丘にあるわけなのですが、あそこは12月から3月まで4カ月間で50万円の予算を見ていたわけなのですが、今月いっぱいでもう契約が切れるわけなのです。それは、今後どうするのか伺いたいと思います。

委員長（高橋 透君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

現在町で所有しているドーザにつきまして、全て今言われた旭ヶ丘の旧鉄工所跡の建物を利用させていただいて格納しておりますけれども、今月いっぱいでも今年度分は契約切れという形になります。来年度はどうかというご質問ですけれども、所有権者のほうと打ち合わせをさせていただいております、12カ月、来年度についてはフルに1年間お借りをしたいということで、それについては承諾を得ているという状況でございます。

委員長（高橋 透君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 1カ月の賃借料というか、借料が12万5,000円になるわけなのです、4カ月で50万円ですから。ですから、これ12万5,000円もいいのですが、1年で150万円の借り賃を支払わなければならないと。これ課長、この土地売りに出しているのを知っていますか。

委員長（高橋 透君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 今回の借地といいますか、建物を利用させていただく段階で協議をさせていただいております。その段階では、購入という話も、所有権者の方については購入していただきたいという気持ちがあることも確認をさせていただいております。ただ、町のほうとしては現場を見させていただいたところ、かなりの規模が大きい建物があるということ、そしてそれに関係する下の土地ですけれども、それも不整形ではありますけれども、かなり面積の土地があると。それを町が購入した場合に果たしてそれを有効に利用できるのかということ考えたことから、まず購入ということではなく、借用という形で使わせていただきたいということでお話をしたところでございます。

委員長（高橋 透君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） ちまたのうわさでは、あそこを売却したい要望価格というのは2,500万円だったら売ってもいいよというふうなことを私は聞いております。そうしますと、10年で1,500万円ですから、十七、八年で元を取れるのかなと。今課長は、建物も物すごく大きいし、また面積も大きいと。ところが、聞くところによると、あそこは国調が入っていないと。どこまで本当に自分のうちの土地なのか、菅原さんの土地なのかは、実際はわからないのが実態ではないかと、そういうふうに思います。でも、国調が入ってなくてもこっちのほうで当局で調べれば、それはすぐわかるはずだと思うのです。だから、私はよく調べておいて、2,500万円の価値は十分あると思うのです。その辺買う気はあるのかないのか、町長、どうでしょうか、その辺は。

委員長（高橋 透君） 時田町長。

町長（時田博機君） 今所有者の善意で1年間また更新はしていただけるというお話でございます。除

雪車、実は体育館の下から発進するという形で、町政報告会の際に大分地元の方からはお叱りもいただいたという記憶がありますが、それらはドーザ等のステーション等の計画も持ち合わせなければならなかったところの降って湧いたような出来事でありましたけれども、行政として地籍の問題がどうであるかということも含めながら検討させていただきたいと、このように思っています。

委員長（高橋 透君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） これで終わります。

委員長（高橋 透君） これにて11番、堀満弥委員の質疑は終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高橋 透君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

委員長（高橋 透君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。本特別委員会に審査を付託された議第9号 平成25年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）、議第10号 平成25年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第11号 平成25年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第2号）、議第12号 平成25年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第13号 平成25年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第14号 平成25年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第15号 平成25年度遊佐町水道事業会計補正予算（第3号）、以上7議案についてこれを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（高橋 透君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長は直ちに委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

（午後3時03分）

休

憩

委員長（高橋 透君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時30分）

委員長（高橋 透君） 報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

小林議会議務局長。

局長（小林栄一君） 報告書案文を朗読。

委員長（高橋 透君） 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(高橋 透君) ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

(午後3時33分)

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

平成26年3月5日

遊佐町議会議長 高 橋 冠 治 殿

補正予算審査特別委員会委員長 高 橋 透